

大牟田市のまちづくりにおける二つの難題 ～その歴史をふり返って～（その4）

今 村 都南雄

はじめに

I 都市自治体の主体形成～与論島移住者の「市民化」を中心に～

I-1 市制施行直後の労働争議の状況と与論島移住者への注目

I-2 与論島と与論島移住者第一世代の苦難 （以上、2015年9月号）

I-3 「市民化」に向けた戦前の展開 （2015年10月号）

I-4 「市民化」に向けた戦後の展開 （2016年1月号）

II 水道施設整備の立ち後れ （以下、本号）

～「〈市水〉と〈社水〉の一元化」をめぐる～

II-1 市制施行後の上水道創設

II-2 「拡張と水源確保」のくり返し

II-3 懸案の「〈市水〉と〈社水〉の一元化」

(注) 都合により、IIの構成を変更している。また、「おわりに」はI・IIを合わせて別稿で取りまとめる予定である。

Ⅱ 水道施設整備の立ち後れ

～「〈市水〉と〈社水〉の一元化」をめぐって～

本稿（その1）の冒頭に記したように、大牟田市が旧八幡市と並んで1917（大正6）年に市になったとき、両市に先立つ市制施行都市は、全国で67市を数えるにすぎなかった。

1888（明治21）年、市制町村制施行にあたって発せられた「町村郡市区標準」（内務大臣訓令）では、市の人口要件は原則として2万5,000人であり、「商業繁盛将来ニ望ミアル者」はそれ以下でも特に許されるとしていた。市制の規定を見ると、「地方ノ情況ヲ裁酌シ府県知事ノ具申ニ依リ内務大臣指定スル地ニ之ヲ施行ス」（第126条）とある。人口要件についてはその後、1911（明治44）年に3万人に引き上げられ、市制施行時にはそれが適用となった。しかし、そのころすでに大牟田の人口は要件の2倍を優に超える規模（67,810人）に達していた。

当時の市制指定において人口要件以外の裁酌すべき「地方ノ情況」に関する要件がどのようなものであったかは定かでないが、現行の地方自治制度のもとでは、先にⅠの冒頭部分でも言及したように、地方自治法第8条の規定に基づき都道府県で定める「都市的施設その他の都市としての要件」を充足する必要がある。先の場合と同じく福岡県条例（地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例）を見ると、先に引いた当該自治体住民の担税能力や財政状況に関する要件のほか、「〔学校教育法に規定する小学校・中学校以外の〕公私立の学校、図書館、博物館、公会堂又は公園等の文化施設相当数を有すること」を先頭に、「上水道、下水道、軌道又はバス事業を、当該普通地方公用団体において一以上経営していること」、「銀行及び会社の数及びその規模が、他の市に比して概ね遜色がないこと」、「商工業その他の都市的業態又は都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、最近五箇年間増加の傾向にあること」、「病院、診療所、劇場、映画館等の施設が、相当数設けられていること」といった要件が列挙されている⁽¹⁾。

いずれの要件に関する表現も古めかしく、今日では市の要件としての妥当性に欠けるような表現も見受けられる。なお、地方自治法施行後数年を経て、市の廃置分合に伴う都道府県知事と自治大臣との「市制施行協議基準」に関して、より具体的な通知（昭和28年3

(1) 1948（昭和23）年4月1日、福岡県条例第5号。

月9日、自乙発第24号、各都道府県知事宛、自治庁次長通知)があるので、それも参照していただきたい⁽²⁾。

市としての成立要件のうち、ここでは、誰もが「都市的施設」の代表例としてあげてであろう水道施設に注目する。大牟田市が市制施行都市になったとき、いったいどの程度の水道施設が整っていたのであろうか。驚くなかれ、自治体としての公営水道施設はまったく整備されておらず、市営水道の通水は市制施行から数年後のことだったのである。

Ⅱ－1 市制施行後の上水道創設

(1) 上水道創設に至る取り組みと当時の水事情

太平洋戦争終結の前年、1944(昭和19)年発刊の『大牟田市史』の上水道にかんする記述は、次の一節から始まる。「本市の上水道創設工事は大正八年四月起工、同十四年三月竣工、増設拡張工事は昭和三年三月起工、同七年七月竣工、第二次増設改修拡張工事は昭和十年七月起工、同十八年三月竣工した。」⁽³⁾。これを見ただけでも、市の歩みが水道事業拡張工事とともにあったことが分かる。

最初に挙げられている上水道創設工事の起工は市制施行2年後のこと。市制施行の1917(大正6)年には、その年の夏、「大牟田市上水道目論見書」が議会で議決された段階であった。すなわち、先に記したとおり、市になったときはまだ水道が布設されていなかったのである。もちろん、具体的な工事に着手するには、そこに至る一連のプロセスがある。ゼロからの出発であるから、水源探索や実施可能な実施案の調査検討まで、それ相応の準備段階がある。まずは、水道通水70周年を記念して刊行された『いのちの水七〇年(大牟田市水道記念誌)』(1991年)の資料編にある年表に従って、前史部分から上記の創設工事竣工までの経緯を一覧にしておくことにしよう⁽⁴⁾(表記を一部変更)。

(2) 地方自治総合研究所監修、『逐条研究地方自治法Ⅰ 総則—直接請求(増補改訂版)』敬文堂、2002年、173—176頁。

(3) 市史については『大牟田市史(全)』復刻版、1974年を用いる。引用箇所、223頁。

(4) 『いのちの水七〇年(大牟田市水道記念誌)』大牟田市水道局、1991年、140—143頁。なお、本稿の次節における各拡張事業期の記述において、わけても第4次～第7次拡張事業期については本書に負うところが多いことをあらかじめお断りする。また、第6次拡張事業期以降については大牟田市企業局『きぎょう統計(平成24年版)』中の「大牟田市水道の沿革」および年表にも大いに助けられた。

《創設工事竣工までの経緯》

- 1905（明治38）年9月 町長巖谷忠順ら上水道布設を提唱
- 1907（明治40）年3月 町費に水道調査費計上、市会から調査委員5名選出
5月 熊本県玉名郡小岱山^{しょうだいさん}付近、福岡県三池郡三池山付近の水源調査
- 1908（明治41）年7月 吉村長策博士に水源調査依頼
- 1909（明治42）年9月 福岡県山門郡山川村蒲池山溜池付近の水源調査
10月 福岡県三池郡上内村付近の水源調査
- 1910（明治43）年8月 熊本県玉名郡清里村大字水野で三池炭鉱社石炭試錐開始
- 1912（大正元）年9月 清里村に地下水が豊富なことが判明
- 1913（大正2）年10月 横山又次郎博士に清里村の地下水実態調査を委託
- 1914（大正3）年5月 三池炭鉱社に清里村の鑿井を委託
- 1916（大正5）年9月 原常吉技師を水道技師に任用、上水道布設調査設計に従事させる
- 1917（大正6）年4月 市制施行
8月 水道目論見書、市会で議決
9月 直営で清里村の水源試錐開始
- 1919（大正8）年3月 内務大臣から水道創設事業認可を得る
水道創設事業着手
8月 臨時水道課設置
- 1920（大正9）年3月 水道鑿井工事着手
4月 配水池掘削工事着手
- 1921（大正10）年2月 水道使用料・手数料条例、議会で議決
8月 市内の一部に通水開始
10月 水道使用料徴収を一部開始
- 1922（大正11）年10月 通水式を笹林公園で挙行
- 1925（大正14）年3月 水道創設事業完成

この年表にも明らかのように市内の一部に水道の通水が開始されたのは、市制施行年から数えて5年目のことであった。市制施行当時の市街地における井戸水の状況に

については、『市史』に次のような記述がなされている⁽⁵⁾。

本市の市街地は、総じて土地低卑なるに、移住者の増加と共に、旧来の沼地を埋立て、家屋を建築せる所多く、従って下水常に停滞して、自然流下困難にして、之等の汚水は、各戸の浅井に浸透して多くはアンモニア、亜硫酸等を多量に含有して飲料に適せず、大牟田川沿岸近接の井戸の如きは水色黄褐にして、一種の臭気を帯ぶ。更に甚だしきは墓地付近にて、色度透明、一見良水の如くなるも、凝視すれば、異様の浮遊物を認めらるゝあり、醜濁^{しゅうこん}名状すべからず。

市制施行翌年（1918年）の調査では、市内の井戸2,916のうち飲料に適する純良なものはわずかに177（6.1%）にすぎず、これに濾過、煮沸により飲料に適するものを加えても484（16.6%）にとどまる。残る2,432（83.4%）の井戸は飲み水として「絶対不適なもの」であった⁽⁶⁾。これでも「市」と言いうるのかという状況である。

なお、飲料水取得形態別の戸数区分によると次のようになる⁽⁷⁾。

| | |
|-------------------------|--------|
| ・他人の井戸より水料を支払ひて飲料に供するもの | 5,225戸 |
| ・自己所有の適水を使用するもの | 166戸 |
| ・適水を商人より買取るもの | 985戸 |
| ・良不良に関せず他人所有井より汲取るもの | 3,579戸 |
| ・炭鉱社の給水を受くるもの | 574戸 |

戸数区分の最後にある「炭鉱社の給水を受くるもの」とは何か。上記区分の戸数全体に占める比率（5.45%）は小さいが、これこそが三池炭鉱社（三井鉱山）の専用水道、すなわち当初は簡易水道であった会社布設の専用水道の「社水」により給水を受ける住宅等のことである。散在する個別の社宅だけでなく、工場、さらには鉱害補償地域に給水するためのもので、やがて市域の約15%にわたる区域に及んだという⁽⁸⁾。この専用水道は、市の公営水道の通水はもとよりのこと、市制施行時よりも早く、

(5) 前掲の『大牟田市史』224頁。

(6) 同上。

(7) 同上。

(8) 前掲の『いのちの水七〇年』78頁。

1909（明治42）年に創設されていた。「市水」は未整備であっても「社水」はそれ以前から整備されていた。文字どおりの「社水先にありき」である。

（2） 三井からの多額の寄付と通水効果

市制施行年に市会で議決された「大牟田市上水道目論見書」によると、その給水区域は「大牟田市一円及三川町の一部」となっている⁽⁹⁾。先のIで取り上げた与論島からの集団移住者が、長崎県口之津から再移住した際に収容された旧三川町所在の「与論長屋」も、1921年の一部通水の幸運に浴したようである。

上記の目論見書記載の水源地は熊本県玉名郡長洲町1ヵ所と同清里村2ヵ所の計3ヵ所で、そこから市内までの送水路は「清里村第一水源より、大牟田市より長洲町に通ずる県道を経て〔荒尾町域の〕四ッ山貯水池構内に至る」ものと想定された⁽¹⁰⁾。第一水源をこのように熊本県玉名郡清里村（現荒尾市清里）に定めるに至ったきっかけは、同地での三池炭鉱社による数年前の石炭試錐であり、その深さが約60mに達したとき、地下水が自噴するほどの勢いであったことにある。そこに至るまでの「河川式水道水源」の実地調査は困難をきわめたらしく、『市史』には当時の模様について、「草鞋幾度か断ちて、山川を跋涉すれども、理想的水源を発見する能わず。学者の意見を徴するも、水源を近きに求むること不可能の事に属し、一旦絶望の姿となれり」との記述が残っている⁽¹¹⁾。冒頭の「草鞋」とはワラジのこと。溪谷を上るのに今でもワラジが使われたりするが、そのワラジの緒が何度もすり切れてしまうほどに懸命だった様子をうかがわせる。

『市史』とともに、特にそれに先だって上水道創設事業の記録として水道課によって編まれた『大牟田市上水道談』（1924年）⁽¹²⁾のページを繰っていくと、当時の関係者の苦労がしのばれる。総説篇に続く調査篇、計画篇、実施篇、施工篇等々、各篇の記述は詳細をきわめる。また、水源試錐や鑿井工事の技術的支援のみならず、創設事業に要した巨額の費用調達についても三池炭鉱を含む三井財閥の助力が大きかったことが分かる。目論見書につき市会の議決を得るころ、市の予算総額は21万円を少し超

(9) 前掲の『大牟田市史』には郡名も含めて伏せ字があるので、後出の『大牟田市上水道談』の記載で補うこととし、その場合の典拠には双方を並記する。『市史』230頁、『上水道談』55頁。

(10) 前掲の『市史』230頁、『上水道談』54頁。

(11) 前掲の『市史』227頁。

(12) 大牟田市役所水道課『大牟田市上水道談』1924年6月15日。

える規模であったが、創設事業総工費見積り総額は176万円に及んだ。市予算の約8.4倍である。その財源として国庫補助44万円、県費補助29万3,000円を見込み、当初は157万4,000円もの起債（募集3年、償還30年）を覚悟したところ、三井合名会社から50万円の寄付があり、最終的な起債総額は52万7,000円に縮減することができた⁽¹³⁾。見られるとおりに、三井からの寄付金は国庫補助を上回る額であり、市予算の2.4倍にもあたる。

ともかくにも、1921（大正10）年の夏、一部通水にこぎつけた。上記『上水道談』総説篇の最後には、「十年初めて市内通水を行へり、清冽玉の如き地下深底の浄水はこんこん滾々不尽市街随所に迸り出て、久しく用水欠乏に悩める市民は茲に初めて愁眉を開けり」とある⁽¹⁴⁾。通水式は翌年10月下旬に、関係者500人を迎えて笹林公園で挙行された。『上水道談竣工篇の最初のページには、「大正十一年十月二十七日の通水式は実は大牟田市が用水欠乏の困苦と脅威より救はれ将来都市発達の基調を得たる実に栄光に輝く日なり」と誇らしげに記されている⁽¹⁵⁾。

創設事業による通水の最大の効果がいわゆる「用水欠乏」の解消にあったことは言うまでもない。それに劣らず保健衛生面での改善にも大きく貢献した。水道通水70周年の記念誌『いのちの水七〇年』には、腸チフスの発生状況が水道の一部通水を機に著しく減ったことを端的に示すグラフが掲載されている⁽¹⁶⁾。

基礎となるデータも『上水道談』および『市史』に載っている⁽¹⁷⁾。腸チフス発生数の激減がすべて水道通水によるものかどうか、それは定かではない。『上水道談』の記述はやや慎重であり、「腸チフス窒扶斯の如き本市の風土病として年々続発し斃るゝ者数多く其他の死亡数も少なからず、実に酸鼻の極に達す、然れども偶然か必然か大正十一年の給水をなすに至り、即ち……従来本市に最も著しきチブスの減退は誠に奇と称すべし」とある⁽¹⁸⁾。しかし、保健衛生環境の改善に役立ったことそれ自体は間違いない。

(13) 同上、実施篇第2章財政115頁以下参照。

(14) 同上、14頁。

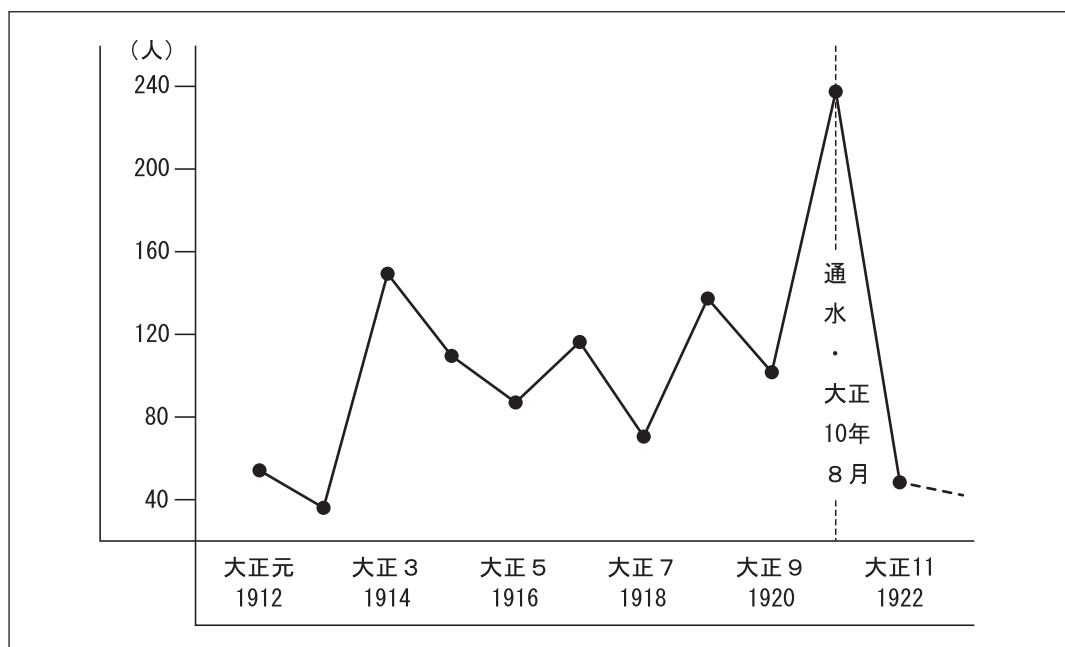
(15) 同上、317頁。

(16) 前掲の『いのちの水七〇年』78頁。

(17) 前掲の『上水道談』10-11頁、『市史』226頁。

(18) 『上水道談』9-10頁。

<図表1> 伝染病発生状況（腸チフス）



(3) 補論：第2次拡張期に起きた奇妙な事件～「爆弾赤痢」とは？～

大牟田市の水道事業において忘れていけない大事件が、戦前における「第二次増設改修拡張工事」（第2次拡張事業）着工2年後、1937（昭和12）年9月25日に発生した。いわゆる「爆弾赤痢」事件である。市のホームページ中のサイト「大牟田のあゆみ」の同年欄には「爆弾赤痢発生（患者数約12,000人、死者712人）」と記されている。しかも患者の多くを学齢期前の幼児が占める。当時の市の人口は11万5,139人であるから、その1割強が罹患したことになるが、入学前の幼児に限ればその比率は格段と増える。「爆弾赤痢」という呼称が示すように、短期間の集中発生であり、10月下旬には流行も下火となってほぼ1ヵ月で終息した。ただし、その呼称が広く用いられるようになったのは、どうやらそれだけの理由ではなかったようである。

発生直後の模様が、前記の水道通水70周年記念誌『いのちの水七〇年』に日誌風に記載されているので、それを引用しておく⁽¹⁹⁾。（日付等の数字表記は変更）

(19) 前掲の『いのちの水七〇年』32頁。もっと詳しい記録が前掲の『大牟田市史』473頁以下にある。それによれば、9月30日について「此日市役所内に憲兵分駐所を設置せらる」とある(475頁)。

- 9月27日 市内の小学校は臨時休校となる。配水池の塩素減菌を行う。
- 28日 緊急市議会を招集し、近隣1市5郡の医師会を通して医師の応援を求めるとともに、熊本大、九州大、九州医専（現久留米医大）の医師派遣を要請する。市内の各小学校や公会堂を患者の緊急隔離所に充てた。
- 29日 診療班を編成、市内のタクシーを動員して巡回診療を開始する。
- 30日 内務省から派遣の防疫官は発生原因を水道と推定。その原因を明らかにするため防疫本部を設置し、原因究明にあたる。第12師団、佐世保鎮守府の軍医も調査研究にあたった。
- 10月3日 長崎大、岡山大の医師、赤十字社の医師や看護婦が派遣される。
- 4日 消毒班が患者の家庭の消毒にあたる。
- 8日 患者収容のため、さらに市内のお寺や三井関係の各事業所の講堂を収容所に充てる。

焦点は原因究明にあった。上の引用の中ほど（9月30日欄）にもあるように、当時は奏任官の防疫官（小島三郎）を筆頭とする内務省予防局防疫課の派遣官のみならず、県衛生課でも、また学者たちの多くも、「患者の共通した飲食物として、水道水よりほかに考えられない」としたようである。しかし重要な異論もあった。当時の熊本大学教授は「これだけの患者が出るには、十分に培養された菌が少なくとも180ccの量が必要で、しかも流動する水中では赤痢菌は絶対に繁殖しない」と水道原因説を否定したほか、陸軍省の軍医は「原因を単なる赤痢菌による水道汚染で片付けようとするのはおかしい」と語っていたという⁽²⁰⁾。

とにかく死者の数だけでも尋常ではない。死者数だけで事件の惨状を比べることはできないにせよ、戦後最悪の炭鉱事故とされる三池炭鉱三川坑の炭塵爆発による死者は458人であるのに対して、「爆発赤痢」による死者数はその1.5倍を軽く超える。『大牟田市史』を見てみると、市長も助役も同年12月4日に退任している⁽²¹⁾。引責辞任である。だが、辞めたのはこの2人だけではない。当時の水道局の水道課長も辞任した。

『いのちの水七〇年』における「9・25爆発赤痢」事件にかんする記述には、市長

(20) 同上、32－33頁。

(21) 前掲の『大牟田市史』135－136頁。

らの引責辞任にかんする記載はなく、「この事件を機に水道水の塩素滅菌が始まる。事件2年後の昭和14年（1939）、市庁舎裏の笹林公園に慰霊碑が建立された」の2行で終わっている⁽²²⁾。前段の塩素滅菌開始については、次節の図表2、第2次拡張事業「主な事業内容」欄を見ると、たしかにその最後に「塩素滅菌機設置」とある。後段の慰霊碑には、その裏面に碑文が刻まれている。当時の時代背景と市内の状況を知るうえで参考になるところもあると思われるので、漢文調で読みにくいであろう漢字表現に平仮名のルビを付して、その碑文本文の前半部分を引用しておくことにしよう⁽²³⁾。

ときこれ
時維昭和十二年九月二十五日、^{あたか}恰モ支那事変勃発シテ三月、全市ヲ挙ゲテ銃後任務
ノ遂行ニ邁進セル秋、青天ノ^{へきれき}霹靂ノ如ク突如トシテ、我ガ十二万市民ハ古今ヲ絶ス
ル悪疫ノ魔手ニ^{おお}掩ハレタリ。茲ニ昨日迄大産業都市トシテ^{いんしん}殷賑ヲ極メシ本市ハ、^{たちまち}忽
ニシテ阿鼻叫喚ノ巷ト化シ、官民必死ノ防疫ニモ拘ラズ、^{ちまた}竟ニ一万数千ノ罹患者ヲ
出シ、七百十二名ノ精魂ヲ奪ハル

ところで、市長と助役のみならず水道課長までが引責辞任に追い込まれたのはどうしてなのか、水道行政執行上の実質的な責任者として処分を免れることができないような明白な落ち度があったのかどうなのか。それも上記のように、原因究明において水道原因説が多数を占めていたとはいえ、熊本大学教授や陸軍省軍医の重要な異論もあったことを考えると、腑に落ちないところがある。

水道原因説に立つ調査の結果、貯水井戸のひとつである第3源井を管理していた番人一家の幼児のおむつ洗濯による汚水が源井側壁から浸入して汚染源となったとされた。ところが、水道課による水質調査、細菌培養試験では赤痢菌を発見できず、最も患者が集中発生した染料工業所周辺の患者の多くが喉の痛みを訴えるなど、赤痢と異なる症状が見られた。しかも、汚水源とされた第3源井は事故発生年の春に改修されたばかりで、問題の貯水井戸を経由しない取水路に変更されていた。決め手となっ

(22) 前掲の『いのちの水七〇年』33頁。

(23) 碑文の全容は前掲の『大牟田市史』480頁にある。また、慰霊碑裏面の写真版が新藤東洋男・猿渡務『地底の叫びが炎となる時——大牟田近現代史——(写真集)』大牟田の教育・文化を考える会、1975年、104頁に掲載されている。文中の読点は、新藤東洋男「日中戦争と大牟田の『いわゆる爆発赤痢』」『15年戦争と日本の医学医療研究会会誌』第5巻2号（2005年7月）の碑文に従う（10頁）。

た番人一家の幼児のおむつの洗濯についても、当の幼児は赤痢ではなく、消化不良による下痢で医者診察を受けており、幼児の家族だけでなく、周辺住民の数百人からも赤痢患者は一人として出ていなかった。さらに水道課長は念を入れて、事件発生の数日前から当日までに三池港に寄港して給水を受けた9隻の船に打電し、乗組員の状況を確認したところ、全部の船から異常がないとの報告があった⁽²⁴⁾。

これらの諸点からみても、水道原因説だけに固執することのほうが不思議に思えてくる。内務省防疫官はどうしてその水道原因説に立って、事件の処理を急がなければならなかったのか、かえってそのことの方が気になってこよう。換言すると、多数説である水道原因説を採り、水道行政の執行に明白な非違があったことを急ぎ推定することによって、事件の迅速な処理をおこなわなければならなかった事情がほかにあったのではないかという疑問である。

戦後しばらくして国会においても、また地元の市民団体によっても、この事件の真相をあらためて質す活動がおこなわれることになった。辞任した水道課長の死後、その子息が資料調査を継続し、水道課の金庫から新たに発見された課長自身の作成資料やメモに基づいて中央・地方政界に真相究明の要請活動をおこなった結果、国会では1970年代前半の衆議院内閣委員会や参議院予算委員会で取り上げられ、60年代末から70年代半ばにかけて、衆参3人（うち1人は衆院内閣委員会での質問者）の議員によりそれぞれ質問主意書が提出された⁽²⁵⁾。地元市民団体の活動としては、2004年発足の「大牟田『（いわゆる）爆発赤痢』研究会」が継続している模様である。また、本事件を扱った小説として清水一行の『毒煙都市』（1973年）がある⁽²⁶⁾。

こうした真相究明の努力を通じて、事件当時の水道原因説に代わるとらえ方が社会

(24) 前注の最後に挙げた新藤東洋男の論稿に負うところが大きい。厚生省予防局防疫課「大牟田市赤痢爆発的発生に就て」『日本公衆保健協会雑誌』第14巻第2号、1938（昭和13）年2月、福岡県衛生課前衛生課長櫻井守貴、衛生課長内野總一、防疫医山口謹人「大牟田市九・二五爆発赤痢ノ防疫ニ就イテ」『日本傳染病學會雑誌』第13巻第4号、1939（昭和14）年1月等も参照した。

(25) 檜崎弥之助衆議院議員の質疑「第65回国会衆議院内閣委員会議録」第29号、1971（昭和46）年5月20日および安永英雄参議院議員の質疑「第68回参議院予算委員会第4分科会」会議録第1号、1972（昭和47）年4月20日；質問主意書は上記檜崎議員の質問中で触れられている同議員の関連質問主意書、1969（昭和44）年8月4日提出のほか、黒柳明参議院議員「大牟田市における通称爆弾赤痢に関する質問主意書」1973（昭和48）年4月18日提出および内田善利参議院議員「大牟田市9・25爆発赤痢事件に関する質問主意書」1974（昭和49）年5月25日提出である。

(26) 単行本の初出は徳間書店（1973年）であるが、角川文庫版（1979年初版）もある。

的な注目をあびるようになった。水道原因説に代わるもの、それは三井三池染料工業所（現三井化学）のN工場における爆発事故を有力原因とする推論である。当の染料工業所については、本稿の前半で注目したひとりである堀田治の勤務先として何度か言及したことがある。その染料工業所の秘密工場であるN工場（硫化染料工場）において、事件当日の午後6時および翌26日午前0時20分にガス爆発事故が起こり、負傷者は羽犬塚伝染病院に運ばれたらしいこと、また、同年に勃発した日中戦争に役立てる「赤痢菌弾」を製造中であつたと伝えられたことから、水道原因説を疑問視していた水道課長も、その当時からすでに、「真相は赤痢爆弾の爆発によるものではないか」という見方を持つようになったようである。「爆発赤痢」の呼称が事件当時からなされた理由の一半はここにあつたのである。しかし、そのことが鮮明になったのは、彼の死後10年を経た1962年に、彼自身の作成になる2つの文書、「水道水ヲ以テ罹患原因ト認め得ザル理由」およびそれに副えられた「秘・ガス爆発ニ関スル調査報告」が水道課金庫から発見されてからのことであつた。それが国会の委員会審議で取り上げられるまでにさらに10年を要したことは前記のとおりである。

これにもうひとつの要因が加わつた。すなわち、N工場で製造中だつた化学薬品やガス爆発そのものが爆発的赤痢の発生原因ではないかという推論に加えて、ガス爆発後に市民に「赤痢予防薬」として配布された錠剤が何であつたのか、そのことが疑問視されるようになった。それを飲んだ市長自身が赤痢に罹患し、市内の伝染病院に入院したことから、その錠剤こそが赤痢菌だつたのではないか、その可能性が高いという見方が生まれた。清水一行の『毒煙都市』の後半はその推論を採用している。日本近現代史の研究者で大牟田地域の歴史に詳しい新藤東洋男は、晩年（2015年）の論稿「日中戦争と大牟田の『いわゆる爆発赤痢』」において、今後の研究課題として、N工場で製造していた化学薬品とガス爆発の解明とともに、「赤痢予防薬」について的事实関係を調査・解明することの必要性を訴えている⁽²⁷⁾。

こうなると、いよいよもつて事件の真相解明を望む声が高まってこざるをえない。この事件についてはすでに、著名なルポライターの著作において、「戦後、遺族の執念によって、三井染料（三井化学）の細菌爆弾の暴発だつた、との事実がついにあきらかにされた」とされているが⁽²⁸⁾、実際のところは、そのような事実確認はいまだ

(27) これが注(23)の最後に挙げた新藤東洋男の論文である。

(28) 鎌田慧『全記録炭鉱』創森社、2007年、211頁。なお、「管理人は辞職させられた」と記されているが、辞職のやむなきに至つたのは水道課の課長である。

なされていない。前記の1970年代前半における国会審議でも、また議員からの質問主意書に対する回答でも、事件当時の水道原因説をくつがえすだけの「疫学的な必然性」を有する「新しい事実」は得られていないというのが、当時の厚生省環境衛生局の公式見解である⁽²⁹⁾。

いささか、本稿の基本的な脈絡から逸脱する論旨の展開になってしまったきらいがある。しかし大牟田の水道行政にとって、この事件から学ぶべき教訓は小さくなかったはずである。既述のとおり、「この事件を機に水道水の塩素減菌が始まる」ことになるが、単に塩素減菌機を設置すればすむような問題ではなかった。

事件発生当時の水道事業の基本法は1890（明治23）年制定の「水道条例」であり、国際的レベルでの「飲料水判定基準とその試験方法」が定められたのは第2次大戦後の1950（昭和25）年のことであった。だが、712人も死者を出したとなれば、住民に安全な飲料水を供給するという水道事業者の当然の責務に立ち返って、「社水先にありき」で出発した市水道行政のあり方についての、根底からの総点検を必要としたのではなかったのか。

しかし、現実はいそどころではなかった。水源井の老朽化による湧水量の減退と相まって、市の水道能力は第2次拡張工事の竣工を待たずに限界に達していた。それでもなお、市水道の最大の弱点が原水確保の困難にあったことは誰の目にも明らかであったのであり、早くから関係者においても気付かれていた。すでに前項で引用した『市史』の一文の表現を借りるならば、「不足水量増加ハ向後益々著シクナルハ必然ニテ、殊ニ本市上水道ノ使命ヲ考フレバ、実ニ一刻モ等閑ニ付スル能ハザル」問題だったのである。

(29) 注(25)に引いた「第68回参議院予算委員会第4分科会会議録」第1号（1972年4月20日）、19頁参照。

Ⅱ－２ 「拡張と水源確保」のくり返し

(1) 逐次的な水道事業拡張のあらまし

市の歩みが水道事業拡張工事とともにあったことについては、すでに前節の冒頭において簡単に触れた。その際に引用した『大牟田市史』（1944年刊）の一節に明らかのように、戦前期においても、大正末期における「上水道創設工事」の竣工から3年後の1928（昭和3）年3月には「増設拡張工事」が起工、1932（昭和7）年7月に竣工になり、さらにその「増設拡張工事」竣工から3年後の1935（昭和10）年7月には「第二次増設改修拡張工事」が起工、1942（昭和17）年3月に竣工となっている。

これらを含めて、大正中期から始まる大牟田市水道事業の歴史的展開のあらましについては、とりあえず次頁の**図表2**をご覧ください。同表は、三池炭鉱の閉山から11年後の2008年6月に策定された「大牟田市地域水道ビジョン 生命の水・プラン21～大切な生命の水を未来まで～」に掲載の「大牟田市水道事業の概要」に一部修正を加えたものである⁽³⁰⁾。表示されている事業名が上記名称と少し異なることに気づかれるであろうが、これは、地方自治法制定の翌年（1948年）における地方財政法制定を経て、大牟田市でもその翌年度から水道事業が一般会計から特別会計に変更したことに伴うものであり、以後、戦前期に着工した第3次・第4次拡張事業とともに、図表にある表記の事業名が使われるようになった。なおその後、地方公営企業法の制定（1952年）に伴い、翌年1月より簡易水道を除く水道事業が独立採算制の地方公営企業としての適用を受けることとなり、担当組織も従前の建設部水道課より水道局として発足することになった。大牟田市において水道事業と下水道事業が統合され現在の企業局となったのは、それから50年近く経った2002（平成14）年8月のことである。

また、本稿で関心の中心に置く「水道一元化」問題が図表上に登場するのは、平成の時代になってからの第8次拡張事業「主な事業内容」欄である。市議会において「水道一元化」をめぐる議論が集中的にあったのは水道法制定の時期（1957年）のことであった。それなのになぜ、それ以降における拡張事業期の「主要な問題」として

(30) 水道事業者・水道用水供給事業者による「地域水道ビジョン」の策定は厚生労働省の奨励するところであり、2005年10月17日付けで厚生労働省健康局水道課長通知「地域水道ビジョンの作成について」を発出した。大牟田市の場合、それに先んじて炭鉱閉山を念頭に置いた水道事業長期基本計画（命の水プラン21）の策定を進めてきたようである。

<図表2> 大牟田市水道事業の概要

| 事業名 | 認可年月日 | 工期 | 計画 給水人口 | 計画1人 1日最大 給水量 | 計画 1日最大 給水量 | 事業費 | 主な事業内容 |
|-------------|--------------|--------------------|-------------|---------------------|-------------------------|-------------|---|
| 創設事業 | 1919. 3. 14 | 1919. 3 ~25. 3 | 人 80,000 | リットル 100 | m ³ 8,000 | 千円 1,759 | さく井3井、導水管6,671m、 急速ろ過5池、配水池1池 |
| 第1次 拡張事業 | 1926. 11. 3 | 1928. 3 ~32. 7 | 130,000 | 139 | 18,500 | 699 | さく井3井、導水管5,557m、 急速ろ過5池、配水池1池 |
| 第2次 拡張事業 | 1935. 7. 17 | 1935. 7 ~42. 3 | 136,000 | 175 | 23,800 | 618 | さく井2井、清里総合ポンプ 場築造、導水ポンプ、塩素滅 菌機設置 |
| 第3次 拡張事業 | 1943. 10. 15 | 1943. 10 ~47. 3 | 136,000 | 175 | 23,800 | 576 | さく井1井 |
| 第4次 拡張事業 | 1944. 7. 24 | 1944. 7 ~54. 3 | 129,000 | 225 | 30,000 | 112,860 | さく井1井、ポンプ場築造、 取水兼導水ポンプ、導水管 3,370m、薬品沈殿池1池 |
| 第5次 拡張事業 | 1954. 3. 10 | 1956. 3 ~62. 3 | 147,000 | 240 | 35,300 | 208,000 | 取水口設備、導水渠、取水ポ ンプ、貯水池1池、導水管 800m |
| 第6次 拡張事業 | 1962. 12. 28 | 1963. 4 ~76. 3 | 134,000 | 330 | 44,200 | 2,221,720 | さく井1井、調整池1池、導 水管165m、浄水池1池、送 水ポンプ |
| 第7次 拡張事業 | 1984. 5. 22 | 1984. 8 ~89. 3 | 149,500 | 373 | 55,700 | 3,123,500 | 配水池1池、加圧ポンプ設 備、圧力制御装置、配水流量 制御装置、減圧弁設置 |
| 第8次 拡張事業 | 1989. 3. 29 | 1990. 2 ~? | 136,000 | 467 | 63,500 | 771,537 | 配水池1池、水道一元化 |
| 第9次 拡張事業 | 2006. 6. 1 | 2006. 6 ~15. 3 | 118,600 | 386 | 46,100 | 17,188,000 | 新たな水源の確保、四箇簡水 の統合、新浄水場の建設 |

「大牟田市地域水道ビジョン 生命の水・プラン21」（2008年6月）3頁より。ただし、年号は西暦年に変更し、第6次拡張事業以降の「目標年次」欄は削除した。

なお、第8次拡張事業の工期終期について、上記の原資料は空白であり、?マークはない。

登場するのに30年余りの歳月を費やさなければならなかったのか。二つの時点を捉えてみるかぎりでは、そのように疑問を寄せざるをえない。図表2の第8次拡張事業「工期」欄では、参考にした上記資料の原表で空白であったその工期の終期について、あえて?を付けた。このことについては第3節であらためて言及したいと思う。

さて、図表2において明らかなように、大牟田市の水道事業は、文字どおり「拡張

につぐ拡張」である。「拡張」といっても、実人口の増加による給水人口の伸びは第5次拡張事業期までのことであるが、その後も使用水量の増加と給水区域の拡張がしばらく続いた。図表2の計画給水人口において第7次拡張事業が最も大きくなっているのは、その裏に「水道一元化」の課題があったからに他ならない。「水道一元化」問題への取組みは、それ以前から始まっていたのである。

図表2を傍らに置きつつ、本節(2)およびそれに続く本節(3)において、第1次から第9次までの各事業期をたどり返してみよう。第2項と第3項の区切りは、概ね三池炭鉱を舞台とする労働運動がそのピークを過ぎたあたりである。第5次拡張事業計画につき認可があった1962(昭和37)年は、前年成立した産炭地域振興臨時措置法の「第6条指定」(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)を大牟田市が受けた年である。その2年後には新産業都市の正式指定を受けるが、その一方で市の財政危機により地方財政再建促進特別措置法の準用指定を受ける状況にあった。

(2) 第1次～第5次拡張事業期の展開

戦前の第1次拡張事業期から第3次拡張事業期は一括して扱う。ただし、戦後が大半を占める第4次拡張事業期およびそれに連続して申請して認可を受けたにもかかわらず着工が遅れた第5次拡張事業期は個別に取り上げることとする。

【第1次～第3次拡張事業期】

前節(市制施行後の上水道創設)で述べたとおり、市制施行の2年後に上水道創設事業の認可を得たとき、市会が議決した目論見書記載の給水区域は「大牟田市一円及三川町の一部」であった。大牟田市の南、熊本県との県境に位置した三川町は、三池港の開港以降徐々に「港町」としての様相を呈するようになってきており、創設事業が完成するころになると、四ツ山坑の開坑(1925年)や四ツ山県境と市内旭町を結ぶ大牟田電気軌道による市内電車の運行開始(1927年)によって大牟田市との社会経済的一体感が醸成され、合併気運も高まっていた⁽³¹⁾。

第1次拡張事業の認可があったのは大正末年の1926年11月であり、三川町の大牟田市併合(1929年4月)よりも3年5ヵ月ほど前のことであるが、計画給水人口は創設事業より5万人多い13万人となっている。認可時の大牟田市の人口は75,438人、三川町の人口は22,601人で、合計98,039人であるから、それよりも約3万2千人ほ

(31) 前掲の『いのちの水』25-26頁参照。

ど多い。しかし三川町併合時には早くも10万人を突破し、さらに第2次拡張事業の終わり近い1941年になると、大牟田市の人口は179,338人にまで増加した。それも、前年からの1年間だけで約5万3千を超える人口増がもたらされたのである。

何があったのか。前年秋には三井鉱山全体の最主力坑となった三川坑の開坑もあったし、またそれ以前からの「人造石油」事業の進展もあったから、若干はその影響もあったにせよ、急激な人口増をもたらした主因は周辺町村の併合である。太平洋戦争開戦があったこの年の4月、旧三川町の東隣に位置した^{はやめ}駿馬町およびその東隣の玉川村、その北側に位置した三池町、さらに大牟田・三池両市町の北側にかぶさる形で位置した^{ぎんすい}銀水村を合わせた2町2村が大牟田市に併合されたのである。これら4町村のうち駿馬町と玉川村については、三川町の併合ケースとやや似ているところがある。同じ三井鉱山の炭鉱所在地として、特に採炭区域と坑口の西進とともに両町村の大牟田市に対する経済的依存が強まっていたからである。三池町と銀水村については、炭鉱そのものよりは、三池炭鉱を基盤として発達した鉱工業の労働力市場と市街地形成が進む大牟田市への農産物供給地という関係のほうが強い⁽³²⁾。

この2町2村併合からすでに75年であるが、これ以降における隣接市町村との合併による市域の拡大はない。三川町併合と駿馬町等4町村併合とを比較して、一番目立つのは、前者の場合は併合の事前において併合による人口増を十二分に見込んだ計画給水人口が設定されているのに対して、後者の場合はそのようなことがなく、計画給水人口よりも実人口がはるかに多く、双方の乖離が非常に大きくなっていることである。

三川町併合のときの人口増は対前年比で32.2%増、これに対して2町2村併合のときは対前年比が42.5%増であった。これだけの人口増加があれば給水需要も自ずと大きくなり、給水量の不足が心配になる。そこで第1次拡張事業では、**図表2**の「主な事業内容」欄にあるように、清里水源地に源井を増設して既設の3源井と合わせて6源井とし、配水池についても既設の四ッ山第一配水池に加えて、もうひとつの四ッ山第二配水池を築造することとした。導水管は源井と配水池を結ぶ径350mmの铸铁管であり、配水池に急速濾過池5池を設けたのも既設の第一配水池と同様である。

(32) 同上、30頁。

また第2次拡張事業では新たに水源井2井を増設した。これで合計8源井となる。しかし同じことのくり返しではない。水源施設の一大改修がおこなわれたからである。それまでは各源井ごとに揚水ポンプと貯水プールを設置し、その送水管をそれぞれの導水管に連結して四ッ山の配水池に送水する仕組みだったのを改め、清里に総合ポンプ場を築造することで、各源井に真空弁付きの吸水管を装置し、いわば真空バキューム方式で吸い上げた水を送水管に直結させて総合ポンプ場に送り、それを総合ポンプ場の導水ポンプで既設の導水管を通じて四ッ山の配水池に送水する新しい仕組みとなった。「主な事業内容」欄の最後にある塩素滅菌機の配置は、第2次拡張事業に着工して2年目、日中戦争勃発後まもなくに発生したいわゆる「爆発赤痢」事件の事後措置である。（前節(3)補論を参照）

創設事業後、第1次・第2次拡張事業で5源井を加えても、まだ足らなかった。水源井の老朽化による湧水量の減退と相まって、市の水道能力は第2次拡張工事の竣工を待たずに限界に達していた。当時の状況について、『市史』に掲載されている第2次拡張工事にかんする典拠不明の一連の記録文書中、最後の項目「現状及び将来ノ計画」の記述が簡潔かつ要を得ているので、その部分を引用しておきたい⁽³³⁾。

翻ッテ本市上水道ノ現状ヲ観ルニ、水不足ハ深刻化シ、殊ニ現下支那事変ハ大東亜戦争ヘ進展シ、世界ヲ挙ゲテ戦争ノ渦中ニ卷キ込マレ、各国共齋シク其ノ総力ヲ傾注シテ居リ、為ニ本市鉦工業界ハ飛躍的ニ膨張発展シ、人口ノ増加亦著シク、延イテハ使用水量ノ激増ヲ来シ、将来一層増加ノ趨勢ニアリ。

之ニ反シ本市上水道ハ、鑿井式水源ナレバ、取水量ニハ自ラ限度アリ、為ニ需給ノ均衡保持シ難ク、例年制限給水ヲ実施来レリ。

不足水量増加ハ向後益々著シクナルハ必然ニテ、殊ニ本市上水道ノ使命ヲ考フレバ、実ニ一刻モ等閑ニ付スル能ハザル国家的重大問題ナルヲ以テ、目下限ラレタル資材ヲ以テ、第三期拡張工事ニ着工シ、尚将来ニ対スル拡張計画ノ調査ニ着手、着々進メツ、アリ。

第2段落の最後にある「制限給水」とは、給水時間を制限する「時間給水」のこと。その開始は、女性の「パーマメント廃止」や軍需工場等への強制徴用が始まる

(33) 前掲の『大牟田市史』244頁。

少し前の1939（昭和14）年5月である。太平洋戦争中に着手された第3次拡張事業では、戦火の拡大により工事資材も手に入らず、既設源井に新たに加わる第9号源井の鑿井工事のみを施工し、他の工事は中止となった。国民生活に対する戦時統制は終戦とともに終わりを告げたが、水道の時間給水は継続せざるをえず、その解消は、戦時中に認可を得た第4次拡張事業の後半、対日講和条約調印の年（1951年）まで待たなければならなかった。行政側の公式記録では、『いのちの水七〇年』も含めて、なぜか「10年にわたる時間給水」とされているが⁽³⁴⁾、計算上は12年間になる。あるいは工事中断期間を差し引いているのであろうか。

【第4次拡張事業期】

太平洋戦争突入を控えた1944（昭和19）年7月に認可を得た第4次拡張事業は、大牟田市の水道事業においてひとつの画期をなしている⁽³⁵⁾。それまでのようにもっぱら地下水源の拡充を図るだけでなく、水源の一部を河川原水（菊池川）に求める「抜本的な計画」により、水源の確保を図ろうということになったからである。ただし、その計画給水人口は、**図表2**にあるように、第2次・第3次拡張事業よりも7,000人減の129,000人となっている。事業認可を得たころ、日本軍はサイパンの戦いとマリアナ沖海戦を経て完全に制空権を奪われ、東条内閣も総辞職に追い込まれていた。すでに大牟田の人口も減り始めていたし、6月には米軍による中国大陸からの北九州空襲も始まっていた。となれば、計画給水人口も絞り込まざるをえなかったのであろう。

この年の11月から始まった全5回の大牟田空襲による配管給水施設の破壊も著しく、その応急処理に追われなければならなかった。しかし実のところ、配水管の折損や破裂被害はそれ以前から相次いでいた。戦時下での石炭強行増産要請に応じた石炭の乱掘によって地盤沈下が引き起こされ、それが原因で水道管の破損・破裂が生じていたのである⁽³⁶⁾。どちらにせよ、そうなるに給水時間は短縮される一方となり、給水事情はそれ以前と比べても一段と悪化した。にもかかわらず、今度もまた戦況の進展により工事用の資材が入手困難となり、一時中断を余儀なくされてしまった。そして敗戦である。

当然のことながら、敗戦によるダメージはとてつもなく大きかった。1945（昭和

(34) 前掲の『いのちの水』35、41、138頁（年表）など参照。

(35) 同上、37-42頁参照。

(36) 同上、37頁。

20) 年の大牟田市人口は127,677人。偶然のことながら、これは第4次拡張事業の計画給水人口と大差がない。本来の上水道事業の観点からするならば、三井鉱山の配水（社水）を受けている一般市民も含めて「13万市民」の水を確保すること、このことが不変の至上命題となるはずのものである。

抜本的な拡張工事の特徴づける菊池川表流水の分水を実現するには、その菊池川水利権を有する三井鉱山の了解を得なければならないが、そのための協議はすでに太平洋戦争開戦の前、1941（昭和16）年5月に整っていた。すなわち、三井鉱山が得ていた菊池川の水利権約190,000m³/日のうち、約10,000m³/日を分水してもらうことになっており、第4次拡張事業に取り組むにあたって、そのために必要な菊池川水利権の使用許可申請を当時の菊池川河川管理者であった熊本県におこない、同年7月にその許可を得ていた。ただし、玉名町（現玉名市河崎）に設けられている三井鉱山所有の取水施設から先の導水路や浄水施設等については未定であった。

第4次拡張事業は菊池川の原水受け入れだけにとどまるものではない。同時に並行して清里水源地の強化を図らねばならない必要にも迫られていた。それというのも、清里水源地より四ッ山配水池に至る送水管は、長年の使用によりサビこぶを生じており、これによる送水管内の流水抵抗が増大して、計画送水量20,000m³/日がすでに16,000m³/日に落ち込んでいたからである。そこでまずは、工事資材の入手が比較的順調となった1948（昭和23）年度の「上水道増補改良事業」として国庫補助を受け、工費の一部については拡張事業費で補って、荒尾市四ッ山下の大島地区に中継ポンプ場を新設することにより送水量のアップを図ることとし、さらに清里水源地に第10号源井の鑿井工事をすすめることになった。

他方の菊池川原水受け入れにかんしては、複数案の中から市内沖田町に日の出前ポンプ場を新設し、これにより菊池川原水の分水を取水した後、従前の清里水源地からの送水で使われたものより口径が大きい径500mmの鉄筋コンクリート製で、その長さが3,370mに及ぶ導水管により新設の大島浄水場にポンプ導水して、その薬品沈澱地および浄水池を経て市内の給水区域へ送られる案が選択され、施工された。こうして既述のとおり、1951（昭和26）年7月、ようやくにして時間給水の解消にこぎつけることができたのであった⁽³⁷⁾。

(37) 菊池川原水受け入れにかんして、他に検討された2案について、同上、41頁参照。なお、その第1案が「まぼろしの一万吨」とされる伝聞情報（同上、40頁）の残滓である。

だが、そのことで喜んではいられない。菊池川からの分水開始直前、同年3月時点での既設配水施設の漏水率は46.7%にも及んでいた。考えられないほどの漏水率の高さである。本格的な漏水防止工事に着手したのが1年後のことであり、その1年後の1953年3月になって漏水率は33%になった。しかしこれでも、今日的水準からすれば異常な高さであることに変わりはない。

【第5次拡張事業期】

従前の建設部水道課が地方公営企業法に基づき独立採算制の水道局として発足したのは、このような状況のことであった⁽³⁸⁾。その年、1953（昭和28）年の人口が197,630人で、終戦時より約7万人増であり、2年後の1955（昭和30）年にはついに20万人を突破した。ところが、その前年に認可を得た第5次拡張事業における計画給水人口は、**図表2**に見られるとおり、実人口より約5万人も少ない147,000人とどまっている。この数値でも第4次拡張事業の計画給水人口と比べれば1万8千人も多いのだが、未給水区域は市内にまだまだ残っており、高台の住宅地における出水不良の解消にも対応できていなかったし、まして、いわゆる「社水」の給水を受けている一般市民のことを併せ考える余裕はまだなかった。事実、そのころはまだ市水道計画の埒外だったのである。

要するに、第5次拡張事業計画は「20万都市」の到来にふさわしい水道事業のあり方を念頭において準備されたものではなかった。「水道一元化」問題が表面化するきっかけとなった水道法の制定は、第5次拡張事業の認可から3年後の1957（昭和32）年のことであるが、水道局発足の時点では、間近に迫るその問題に正面から立ち向かうだけの態勢にはなかったということでもある。

そのような状況のもとで、上記のように計画給水人口が伸びているのはなぜかといえ、それはすでに十数年も前の市域拡大に由来する。すなわち、太平洋戦争開戦の年に併合した4町村の一部である銀水、手鎌、三池の3地区につき、市水道の給水区域を拡大し、配水管の布設を急がなければならない事情があったからに他ならない。具体的には、頼りにしてきた清里水源の井戸が涸れ始め、水質も悪化して飲料水には不適となっていたのである。旧駛馬町の一部についてはそれよりも早く、第3次・第4次拡張事業において給水区域に加えられていたものの、従前の水

(38) 水道局発足について、『いのちの水七〇年』は第4次拡張事業期の最後に触れている。同上、41頁。同誌の第5次拡張事業にかんする記述については、同上、43-49頁参照。

道給水区域はそのほとんどが旧市内に限られており、急激な発展を見せはじめた新市内に居住する市民たちからすると、急速な対応を求めたいところであったと思われる。

この点との関連で、ここで吉野専用水道の設置についても付け加えておこう。手鎌地区と同じく旧銀水村に属する吉野地区周辺には、1950年代前半から市営住宅の建設が相次いだ。周辺には水道が布設されておらず、同地区の地下水を水源とする吉野簡易水道が設置されていた。しかし、市の水道事業に地方公営企業法が適用になったとき簡易水道は対象外であったため、同水道の運営を水道局にゆだねるには簡易水道の設置者である市長から水道事業管理者に対する委託手続が必要となる。その委託があったのは、ちょうど水道法施行後まもない時期であり、同法施行令の定めるところに従って新たに専用水道設置届を県に提出し、1959（昭和34）年3月に給水人口2,817人、平均給水量256 m^3 /日で許可を得た。なお、この吉野専用水道が水道局の水道事業に編入されたのはそれからしばらく経過した第6次拡張事業期の1967（昭和42）年4月のこと、また市の水道による給水開始は同年暮れのことである。

前記3地区（銀水、手鎌、三池）への給水を主眼とした第5次拡張事業それ自体も思いがけない展開を見せた。この展開を跡づける確かな記録を入手できず、詳細をたどることができないのだが、その発端は拡張事業計画についての認可があった直後のことであったと推定される。認可から着工まで2年の空白があることがそれを物語る。

ともあれ、当初の原水計画では既設の日の出前ポンプ場内に浅井戸を掘り、不足する5,300 m^3 /日を取水する計画であったが、水源調査の結果、湧水量が少なく水質も芳しくないとあって、代替策について思案をめぐらせなければならなかった。思案の末、市内を流れる諏訪川の余剰水利用に活路を見出し、県に余剰水使用許可願を提出したり陳情書を提出するかたわら、古くから諏訪川に水利権を有していた三井鉦山との協議を重ねた結果、20,000 m^3 /日の取水計画を立てることで同意が得られた。三井鉦山が1907（明治40）年取得していた水利権の3分の1に当たる水量である。この諏訪川水利使用許可申請について県の許可を得られ、また拡張事業計画の計画変更について認可があったのは、三池大争議のさなか、1960（昭和35）年4

月のことであった⁽³⁹⁾。

諏訪川について大牟田市に認められた水利権は、いわゆる「豊水水利権」である。したがって三井鉾山の既存権を侵害しないという制約条件を受けており、とりわけ夏の需要期の取水について不安があった。しかし、同社との協議を通じて、同社所有の馬場貯水池および取水・導水設備を含むその付属施設等につき、総額3,990万円で譲渡してもらう売買契約が成立したことにより、10万 m^3 の貯水が可能な同貯水池を有効活用することで、夏の需要期についてもよほど長期間の晴天が続かないかぎり水不足の事態も生じないのではないかとの見込みを持つことができた。

最初の段階における水源調査のつまづきから考えると、一見驚くばかりの成果である。清里水源から20,000 m^3 /日、菊池川から10,000 m^3 /日、それに加えて市内唯一の流水源である諏訪川から20,000 m^3 /日で、一応のところ合計50,000 m^3 /日の給水体制が整った。だが、それは数字の上でのことでしかなく、当座の現実は厳しかった。第5次拡張事業の着工は認可から2年後の1956（昭和31）年3月であるが、先に記したとおり、諏訪川水利使用の許可を得たのは、三池大争議のさなか、1960（昭和35）年4月のことであった。水道拡張による給水人口の増加に加えて三池争議による臨時的利用者の増加によって、同年7月下旬から9月初旬にかけて、9年ぶりの時間給水（12時間制限）をおこなわなければならない事態になっていた。給水時間内であっても、高台の住宅地への給水にあたっては消防自動車の応援まで求めなければならないほどであったという⁽⁴⁰⁾。

翌年6月には諏訪川取水工事が完成したものの、実際の取水量は何ほどでもない。たとえば「雀の涙」である。市の人口は1959（昭和34）年の208,867人をピークに減少へと転じたが、当然のことながら未給水区域からは上水道布設の要望がますます高まっていたし、また給水区域においては1人当たりの水使用量が増加し、高台住宅地のみならず市中心部高層集団住宅の出水不良についても解消を図らなければならないようになっていた。それに、ぜひとも避けたい時間給水ひとつをとってみても、44日間に及んだ1960年夏の1日12時間の給水制限のあと、翌年7月に1日、4年後（1964年）の8月に6日間、7年後（1967年）の9～10月に35日間と、60年

(39) 前掲の『いのちの水七〇年』46—47頁、企業局『きぎょう統計（平成24年度）』「大牟田市水道の沿革」11頁。以下、後者について、企業局「大牟田市水道の沿革」と略記する。

(40) 前掲の『いのちの水七〇年』45頁。

代だけで合計4回もあった⁽⁴¹⁾。したがって、安定した原水確保の要請はいぜんとして続いていたのである。

(3) 第6次～第9次拡張事業期の展開

前項の後半と同様に、各次拡張事業期を区切って取り上げる。ただし、第8次と第9次の拡張事業は、区切りをつけること自体が無意味であるような展開をたどっているので、その双方については一括して扱う。

【第6次拡張事業期】

第6次拡張事業の認可を得たのは1962（昭和37）年暮れのことである。エネルギー源の主軸が「石炭から石油へ」と明確に転換する時代背景のもとで戦われた激しい労使闘争が収束し、人びとの望む生活スタイルも変わってきた。その中で、①原水の確保、②出水不良解消のための水圧増強、③未給水区域への給水という3目標を掲げて翌年度から着工となった⁽⁴²⁾。できれば未給水区域を解消したいという思いもあって市域全体の恒久的基本計画を検討した結果の第6次拡張事業申請であったから、その当初計画は図表2記載の計画よりもさらに野心的なものであり、計画給水人口は154,200人、1人1日最大給水量350リットル、1日最大給水量54,000m³のスケールであった⁽⁴³⁾。

だが実際には、特に緊急整備を必要とするものから取り組まざるをえず、清里水源地の改良、配水池と配水管の新設、遠隔地域に対する加圧ポンプ場の新設整備等を重点として、計画給水人口135,000人、1人1日最大給水量300リットル、1日最大給水量40,500m³とする第1期計画をスタートした。拡張事業の工期は1963（昭和38）年4月から1976（昭和51）年3月までの13年間に及んでおり、竣工まで数次にわたる計画変更をおこなっている。その結果、図表2に記載のあるとおりの最終的な計画給水人口は、当初計画どころか第5次拡張事業と比べても見劣りのする第1期計画の134,000人とどまったままとなり、1人1日最大給水量と1日最大給水量については、いずれも第1期計画よりも多いが当初計画と比べると抑え込んだ数値

(41) 同上の年表（138－141頁）のほか、大牟田市企業局『きぎょう統計（平成24年度）』2014年6月に掲載の年表「大牟田市水道のあゆみ」による。以下、後者について注(39)と同様に、企業局「大牟田市水道のあゆみ」と略記する。

(42) 第6次拡張事業について、前掲の『いのちの水七〇年』51－61頁参照。

(43) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」11頁。第6次拡張事業以降について多くを負う。

になった。これがどんな事情によるものなのか、とりわけ給水区域について市内各地区（岬、甘木、倉永、宮崎、吉野、橘、白銀、宮部、久福木、今山、長田町、船津町）への拡張を目指しながら、その一方でなぜ給水人口を低く抑えることになったのか、その理由は不明である。

はたして、既述の3目標はどの程度まで達成できただろうか。第1の原水の確保は、全工期の半ば近く、1969（昭和44）年8月に、これまで10本の井戸を有した清里水源地に第11号源井が新設され、同水源地からの取水能力が合計25,000m³/日になったこと、これが最大の成果である。第10号源井の設置は第4次拡張事業のことであり、それから18年が経っている。清里水源地の工事はそれだけではない。水位が低下し地下水の汲み上げが困難になっていたことから、既設源井の7本については井戸の掘り替えをおこない、また10本の井戸すべてについて、従前の真空式ポンプに代えて新しい水中ポンプを設置して取水能力を向上させた。既設全源井の水中ポンプ設備完了は1966（昭和41）年5月のこと。同地に新設した調整池も完成し、その前に各井戸からの取水をコントロールすることができる自動制御装置が完成しており、さらに大島浄水場ポンプ室（大島水源センター）が1967（昭和42）年に完成し、導送水設備の自動制御装置も完成していたので、清里からの送水能力はそれ以前と比べて格段とアップした。清里総合ポンプ場が無人化されたのは、第11号源井の新設から6年後、第6次拡張事業が終わる1年前のことであった⁽⁴⁴⁾。

原水確保に関連する動きとして2つのことがあった。どちらも菊池川にかんする動きであり、ひとつは菊池川水利使用継続申請をめぐる動き、もうひとつは大牟田、荒尾、長洲地区の埋立地に新規立地する企業を給水対象とする菊池川導水路事業をめぐる動きである。

既述したように、菊池川取水水利権が設定されたのは太平洋戦争開戦の少し前、1941（昭和16）年7月のこと。三井鉱山が持つ水利使用権のうち約10,000m³/日を分水してもらう内容で、そのため三井鉱山との間で分水契約が事前に締結されていた。それから20年後に当たる1961（昭和36）年5月、当該水利権に基づく菊池川水利使用継続許可申請書を河川管理者である熊本県に提出したところ、玉名平野土地改良事業のための白石堰に係る水利調整、そのほか既得水利権者の水利使用の検討

(44) 清里水源地の強化改良について、前掲の『いのちの水七〇年』82-83頁参照。源井鑿井1～11号の全容を示す表が53頁にある。

も要することを理由として保留となってしまった⁽⁴⁵⁾。

忘れもしない。かつては三井鉾山の菊池川水利使用権のごく一部につき、分水契約で大牟田市が使用することを認めてもらうことにより、戦時中からの10年余にわたる上水道の時間制限をようやく解消できたのだったが、今度は既得水利権者である三井鉾山の水利使用を勘案することを一因として保留ということになった。俗に「因果は巡る」と言われるが、12年間にも及ぶ時間制限の解消から10年を経て、第6次拡張事業申請を控えておこなった菊池川水利使用の継続申請が保留となり、当事者である水道局はさぞかしやきもきしたことであろう。もしかすると、先述した当初計画見直しのきっかけもその辺にあったのかもしれない。

そのころは、国と地方の政府間関係においていわゆる「新中央集権化」が進行した時期であった⁽⁴⁶⁾。1968（昭和43）年6月、菊池川が一級河川となって、その河川管理者が熊本県から国（建設省）に移管された。それに伴い、7年前に熊本県に提出した菊池川水利使用継続許可申請書を新しい様式に従って建設省に再提出する。上水道拡張事業計画の提出先は厚生省であるが、一級河川の水利使用許可を所管するのは建設省である。『いのちの水七〇年』の記述によると、「その際市上水道の重要性に鑑み、国からの指導もあり」とされている⁽⁴⁷⁾。ただし詳細は不明である。それはともかく、国の指導に従い三井鉾山の水利権と市の水利権をそれぞれ分離独立して申請することになった。その申請に対して、1981（昭和56）年3月までの継続使用を認める許可があったのは、再提出から3年後の1971（昭和46）年10月のことであった。ちなみに、二級河川である諏訪川の水利権継続申請を県におこなったのは1970（昭和45）年2月であり、その2ヵ月後には、1980（昭和55）年3月までの継続許可があった。

もうひとつの菊池川導水路事業をめぐる動きはどうであったか。ともに同じ菊池川にかかわる事案であるから、双方が絡み合うところもある。こちらの菊池川導水路は一般には「有明・大牟田工業用水道」として知られる。また、行政上の事業名としては「菊池川新導水路建設共同事業」の名称が使われることもある。いずれに

(45) 前掲の『いのちの水七〇年』56頁。

(46) かつて政府間関係論との関連で「新中央集権化」について論じたことがある。拙著『行政学の基礎理論』三嶺出版、1997年に収録した「日本における政府間関係論の形成」（1990年）および「本格化した日本の政府間関係論」（1992年）。

(47) 前掲の『いのちの水七〇年』56頁。

せよ、1962（昭和37）年制定の新産業都市建設促進法に従って、その2年後から4年後にかけて全国15の拠点開発地域が指定されたことと関連する。不知火・有明・大牟田地域もそのひとつであり、同地域の指定は1964（昭和39）年4月のことである。本稿では（その3）の最後の部分（I-4-(3)）で簡単に触れている⁽⁴⁸⁾。

同年秋に閣議決定された福岡・熊本両県合同の建設基本計画によると、特に大牟田・荒尾地区では、石炭を大量に使う諸工業の立地を促進するとともに、三池港を拡充整備し、併せて木材加工、食料品などの軽工業を誘致することを計画していた。その新規立地する企業を給水対象とする工業用水道の建設事業は、菊池川上流に建設予定の竜門ダムに水源を求め、そこから放出される水を白石堰で取水し、沈砂地を経て約3.3kmの導水トンネルにより導水し、導水ポンプで上の原浄水場へ揚水して沈澱処理をおこない、約4.5kmの配水トンネルへ送水し、荒尾市金山で大牟田・荒尾・長洲地区に分水後、それぞれの地区に配水するという計画である。

だが、その計画自体は不確定な部分をかなり多く残していた。たとえば、肝心の菊池川上流における竜門ダム建設計画にしても、既設の水力発電用ダムとの関係から不適切となり、同川の主要支流である迫間川に立地を移し、1970（昭和45）年より迫間川総合開発事業として特定多目的ダムの建設計画に切り替えられることになった。また、代表的なダム反対運動として知られる「蜂の巣城紛争」のあおりも受けて、水没地域の生活再建対策が焦点化し、計画からその完成まで31年の歳月をかけなければならなくなった。大牟田市にはダム本体の完成を待つような、そんな余裕はない。

大牟田市が関心を寄せたのは、前記の菊池川水利使用継続許可を受けた際、熊本県の玉名平野土地改良事業に伴い、1964（昭和39）年に築造された白石堰に取水地点が変更されたことがきっかけであり、その白石堰右岸から旧取水地点（玉名市河崎）までの導水管を布設すれば、既設施設を使って送水することが可能になるからであった。既述したとおり、大牟田市は菊池川から10,000m³/日を取水する水利権を有しており、三井鉱山と分水契約を交わしていたが、三井鉱山の導水施設等を借用しているために三井関係の取水が優先され、夏場などの水の需要期に常時10,000m³/日を確認することが困難となって水不足に悩まされてきた。そこで、常時10,000m³/日

(48) 『自治総研』2016年1月号、88頁。

確保を可能にし、「公共の水は公共の施設によることが適切」との判断から⁽⁴⁹⁾、1971（昭和46）年7月に、菊池川新導水路建設共同事業に共同参加したい旨の申し入れ文書を大牟田工業用水道（福岡県）および有明工業用水道（熊本県）に発出し、翌月承諾を得た。

かくして、ちょうど1年後の1972（昭和47）年7月に、福岡県、熊本県、大牟田市の3者間において同事業についての基本協定が成立し、「三者共同事業施工」をすることになった。同事業の完成は予定よりも遅れて第6次拡張事業完了後の1978（昭和53）年になったが、状況が逼迫していた大牟田地区への一部通水は3年前の1975（昭和50）年6月開始となった。これにより上記の2つの工業用水道から最大5,000m³/日の暫定分水を受けることが可能となり、その暫定分水を同事業の完成から1986（昭和61）年5月まで8年間継続しえたのである。

さて、残る2つの目標、出水不良解消のための水圧増強と未給水区域への給水についてはどうであったろうか。かいつまんでそれらについて述べておこう。高台地区や末端区域の出水不良に対処するには、全市的な対策と個別的な区域ごとの対策との両面が必要となる。全市的に水圧の増強を図るための施設整備としては配水池の新設がある。

創設事業における配水池に加えて四ッ山第二配水池が設置されたのは、ふり返れば、昭和の初めの第1次拡張事業期のことであった。第3の配水池築造地は延命公園で、ここに有効容量7,000m³、有効水深10.0mの二重円筒型構造の配水池が設けられた。上部には水量調整のための自動制御室、公園景観のための12.2mの塔が取り付けられている。この延命配水池が完成したのは1968（昭和43）年5月である⁽⁵⁰⁾。これを機に配水系統の整備がおこなわれた。すなわち、大牟田川を境として南側が四ッ山配水池から配水する四ッ山配水区、北側が延命配水池から配水する延命配水区という2系統に分けられ、6月21日より通水開始となった。

また、延命配水池の完成前から各方面への配水を加圧するための加圧ポンプ場の建設がおこなわれた。延命配水池完成を挟んで10年間について設置順をみると、白川加圧ポンプ場（1965年）、今山加圧ポンプ場（1967年）、米の山加圧ポンプ場（1968年）、龍湖瀬^{りゅうごせ}加圧ポンプ場（1973年）、甘木加圧ポンプ場（1975年）の順と

(49) 前掲の『いのちの水七〇年』57頁。

(50) 同上、54頁。

なっている。そのほか、高地給水については、延命配水池完成直後の1968（昭和43）年5月、その出水不良の解消に向けた対策に22年ぶりに着手し、翌年11月に完了した。この1年半ほどの期間に対象とした家屋数は約1,500戸である⁽⁵¹⁾。

未給水区域への配水管布設も順次拡張され、市域最北端（倉永市場山下地域）に達したのは1972（昭和47）年10月であった⁽⁵²⁾。しかし、これも通過点にすぎない。最北端地域に達してから約7年半後の1980（昭和55）年3月、給水率が厚生省通達による目標有効達成率90%を軽く上回る93.6%を示すことになるが、それでも配水能力44,200m³/日を超えると、高台や配水管網の末端地域において出水不良が現に発生していたのである。

第6次拡張事業期にかんして、最後にもう一点指摘しておかなければならないことがある。ほかならぬ「水道一元化」問題について、この期に重要な展開があった。なかでも、大牟田市水道と三池炭鉱専用水道の将来一元化について、1972（昭和47）年10月に基本的合意が成立してからの展開は重要であり、実は、第6次拡張事業とも無関係ではない。その2年後の暮れ、三井石炭鉱業（1973年8月、三井鉱山の全額出資で、石炭採掘部門を分離独立させて設立）との間で「水道一元化」の基本的な事項にかんする確認書を取り交わすとともに、三井所有の宮原浄水場に使用权を設定する契約と河川水の浄水業務委託契約を締結し、それと併せて第6次拡張事業計画の変更申請をおこなうことになったのである⁽⁵³⁾。なお、上に触れた1972年10月の基本的合意は、大牟田・荒尾両市からの「水道一元化」にかんする同年6月の申し入れに基づくものである。また、2年後の1974年暮れ（12月17日）に、当時の市長（山田亀一）と三井石炭鉱業社長との間で取り交わされた確認書の第1項では、「一元化の時期は、昭和55年を目途として、大牟田市が一元化のために必要な原水を確保し得た時期に行う」と記されている⁽⁵⁴⁾。

先述のとおり、菊池川新導水路建設共同事業に参加して、大牟田工業用水道と有明工業用水道から最大5,000m³/日の暫定分水を受けることが可能になったのだが、その菊池川の原水と諏訪川から取水した原水とを浄水して延命配水池に送水するた

(51) 対象家屋数について、前掲の企業局「大牟田市水道のあゆみ」21頁。

(52) 前掲の『いのちの水七〇年』55頁。

(53) 同上、58頁。

(54) この確認書については、情報公開請求によりコピーを取得した文書、「大牟田市議会建設委員会会議録」1975（昭和50）年8月25日の添付書面による。

めに三井所有の宮原浄水場を部分的に補強する施設整備をおこない、そこにおいて河川原水の浄化をしてもらうことになった。同浄水場の使用権設定と浄水業務委託契約はそのためのものに他ならない。重要なのは、その際「水道一元化」について、水道専門会社の設立をステップとした一元化方式を採用することが双方の前提に置かれていたことであり、その一元化方式に対して厚生省が待ったをかけたために、宮原浄水場での業務実施からしばらくの間は一元化の動きが途絶えてしまう羽目になってしまった点である⁽⁵⁵⁾。この問題については、次の第7次拡張事業期でもその後の展開について簡単に触れることになる。

【第7次拡張事業期】

13年の歳月が費やされた第6次拡張事業を経て、ようやく1980年代の第7次拡張事業期にきた⁽⁵⁶⁾。とはいえ、第7次拡張事業の認可から始めるわけにはいかない。**図表2**の「工期」欄を見れば一目瞭然であるが、前期拡張事業の工期終了から次期拡張事業の工期開始までの期間が8年余も空いているのは初めてのことであり、その期間中に重要な条件をクリアーすることが求められた。

クリアーしなければならない重要条件とは何か。ヒントは菊池川導水路事業による工業用水道からの受水が、その期限を定められた「暫定受水」だったことにある。換言すれば、それでは新規水源の確保とはなりえない。創設事業以来頼りにしてきた清里水源地の地下水は、古くから指摘されてきたように、「鑿井式水源ナレバ、取水量ニハ自ラ限度アリ」であって、源井数を11本まで増やし、第2次拡張事業と第6次拡張事業で一大改修工事を施してきたけれども、長年にわたる汲み上げで水位が低下し、海水による塩害化の兆候も見られた。清里の地元住民からは取水量の削減要望もあり、さらには適用区域外ではあったものの、熊本県には地下水規制条例があり、その関係からしても井戸の新設や掘り替えは難しくなる⁽⁵⁷⁾。それに諏訪川についての水利権は「豊水水利権」であるうえ、三池炭鉱専用水道の主水源であることにかんしても、地元の灌漑水と坑内水の水交換によって維持されていたという事情もあった⁽⁵⁸⁾。となれば、どうしても新規水源の確保が必要となり、それ

(55) このことについては第8次・第9次拡張事業期でも触れるが、そのほか本稿第3節(2)でも言及する。

(56) 第7次拡張事業について、前掲の『いのちの水七〇年』66-74頁のほか、前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」12-13頁も参照。

(57) 前掲の『いのちの水七〇年』66頁。

(58) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」12頁。

は第7次拡張事業に取り組むためどころか、それ以後の大牟田市の水道行政にとって必須の条件となる。こういうことである。

そうした状況の中で、かねて水道局を中心とする関係者の間で「一筋の光明」と思われた筑後川開発構想をめぐる動向のひとつ、近年も話題になっている「筑後大堰」建設によって開発される水を久留米広域上水道企業団（現福岡県南広域上水道企業団）を通じて受水する計画が浮上してきた⁽⁵⁹⁾。水資源開発促進法（1964年制定）からここに至る過程も、またその後の過程も、ともに紆余曲折を経たが、ここでは大牟田市にかかわる部分を除いて省略する。

大牟田市（水道局）では、1973（昭和48）年3月に策定された県の水資源総合利用計画に従い、県南の矢部川開発の動向に強い関心を寄せつつ、既述した福岡・熊本両県との3者による菊池川新導水路建設共同事業の実現を機に、県企業局の大牟田工業用水建設事務所に職員派遣をおこなう一方で、市議会では、筑後川水系佐田川に建設された多目的ダムの寺内ダムについて「寺内ダムの水配分に関する意見書」を取りまとめるなどをしてきた。そこに新しい動きが加わった。すなわち、1977（昭和52）年2月、いよいよ筑後大堰建設事務所が発足し、その4ヵ月後には当時の久留米広域上水道企業団の全域（4市3町および1市2町で構成する1企業団）に対する給水が開始となった。さらに同年の議員立法による水道法改正において、水道経営における「市町村優先主義」があらためて明記されるとともに広域的水道整備計画を規定し、「水道広域化」への方向が示されたことも大きかった。

新しい動きの2点目に挙げた水道法改正について次のような指摘がある。「この頃になって、再度市町村優先主義を鮮明にしたのは、水道関係の労働組合等関連団体が、住民の意思が反映されなくなると水道の広域化（さらに広域化は民営化にもつながる）に反対する声に対応して、広域的水道計画を規定する代償措置として明定されたものである」という⁽⁶⁰⁾。改正された水道法自体が、上水道は厚生省、下水道は建設省、工業用水道は通商産業省という「水道三分割」の閣議決定があった時代の産物であり、水道行政分野の立法となると省庁間対立・競合に強く彩られて

(59) 前掲の『いのちの水七〇年』67頁。久留米広域上水道企業団は、1971年10月、久留米市等3市4町によって設立。筑後川開発にかんしては、恒吉徹「筑後川総合開発と完成後30年を経た筑後大堰」（1）～（4）、独立行政法人水資源機構広報誌『水とともに』No.134—137が参考になる。

(60) 後藤彌彦「水道法の歩みと水質汚濁防止」『人間環境論集』法政大学人間環境学会、14巻2号、2003年12月、18頁。

いる。それより以前の自由党政権時代、水道法案は議員立法で参議院先議とする決定がなされたこともあった。したがって、このときの水道法一部改正が議員立法でなされたこともその文脈で捉えることができる。

この水道法改正は、社会党の地方公営企業対策特別委員会が「住民のための水道事業の確立」をめざす自治労（全日本自治団体労働組合）や全水道（全日本水道労働組合）との協議を経て「水道法改正要綱」をまとめ、議員立法による水道法改正をめざしたのに対して、政権党の自民党は「広域的水道整備計画」の規定を新たに挿入することを主眼とした一部改正案を取りまとめ、両党の社会労働委員会理事を中心に改正法案の作成がおこなわれたもの。対立点を含みながら結果的に協調が図られ、特に水道行政における国庫補助の拡充がもたらされたことが注目される⁽⁶¹⁾。野党側が強調した市町村経営の原則については「水道の一元化」との関連で重要であり、第3節で取り上げる。

大牟田市の水道行政に戻ると、先に記したように、第6次拡張事業期と第7次拡張事業期の間にはかなりの空白期間がある。そのため、拡張事業の展開を追うだけでは見落としがちであるが、水道行政の現場にとってけっして気楽な時期ではなかった。第6次拡張事業終了直前の1976（昭和51）年1月下旬、寒波襲来により4日間で約1,300件にのぼる給水装置の修理申込みがあったのに続いて、その翌年2月半ばには、未曾有の寒波により同じ4日間で約4,800件を超える修理申込みがあった。また、夏の原水不足も相変わらずで、未曾有の寒波に見舞われたその年の7月、当時の市水道の配水能力44,200m³/日を超えることが4回もあり、同月27日には水道創設以来最高の45,576m³/日を記録した。全国的に知られる「福岡大渇水」が生じたのはその翌年、1978（昭和53）年の夏のことであり、そのときは工場余剰水からの暫定受水や節水努力でどうにかしのぐことができたものの、安閑としていられる状態ではなかった。さらに、これは夏の異常渇水や冬の寒波ではないが、一息ついた感じの1981（昭和56）年1月からは水道局庁舎の新築工事が開始されたため、工務担当は宮浦公園内の仮庁舎で業務を遂行しなければならなかった。

かくして、水道局新庁舎完成1年後の1982（昭和57）年3月、久留米広域上水道企業団に加入申請書を提出し、同年12月議会における同企業団加入に伴う規約制定

(61) 『自治労第1回全国水道集会 議案／報告／資料』1977年7月27日～29日、北海道定山溪の報告「水道法改正について」が参考になった。本資料について地方自治総合研究所密田義人事務局長の協力を得た。

の議決を経て、翌年1月19日、企業団の規約変更について福岡県知事の許可があった。隣接する高田町および同町に隣接する大和町と同時期の企業団加入実現である。これで久留米広域上水道企業団は、5市（久留米市、大川市、筑後市、柳川市、大牟田市）、5町（城島町^{じょうじままち}、大木町^{みづままち}、三潴町、高田町、大和町）、1企業団（小郡市、北野町、大刀洗町が構成する三井水道企業団）によって構成されることになった。その後も加入が相次ぎ、1989（平成元）年に「福岡県南広域水道企業団」と改称後、「平成合併」の時期を経て、その構成団体は、8市（前記の5市のほか、朝倉市、八女市、みやま市）、3町（大木町、広川町、筑前町）、1企業団（上記の三井水道企業団を構成した北野町が「久留米市北野町」に変更）となっている。筑後地方で残るは、うるは市のみである。

この旧称久留米広域上水道企業団への加入は、大牟田市の水道行政にとって、文字どおり画期的な意義をもつものであった。その翌月には、6年前（1977年）の水道法改正に基づいて進められた、県内の広域的な整備計画の策定作業が整い、大牟田市が属する筑後地域の広域的水道整備計画も県議会で議決された。企業団における大牟田市への分水16,500m³/日が確定したのは、同年6月のことである。この1日あたり給水量は、当時の企業団の最大給水量93,700m³/日の17.6%に当たる。これにより、菊池川新導水路建設共同事業による暫定分水についても、また清里水源の保全についても、見通しを立てることが可能になった。あとは遅れていた第7次拡張事業への取り組みを進めるだけであり、それにかんする市議会議決を経て、新年度の5月下旬、認可を得た。これで、市企業局の水道事業沿革にかんする記録文書にあるとおり、「本市水道事業史上において画期的な礎」が築かれることになったのである⁽⁶²⁾。

いかにもスムーズな進行に見える。だが一点、第7次拡張事業申請にあたって、厚生省から、「水道一元化」の遅れについての指導が入ったことを忘れるわけにはいかない⁽⁶³⁾。なぜ、そのタイミングでの指導であったのか。先に第6次拡張事業期の最後に触れたように、1974（昭和49）年の暮れ、三井石炭鉱業との間で「水道一元化」の基本的事項にかんする確認書を取り交わすとともに、三井所有の宮原浄水場に使用権を設定する契約と河川水の浄水業務委託契約を締結し、それと併せて

(62) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」13頁。

(63) 同上、14頁。

第6次拡張事業計画の変更申請をおこなうことになった。事業計画の変更申請それ自体は翌年1月に認可されたのだが、その際、変更申請の前提になった一元化方式について厚生省はOKを出したわけではなかった。水道会社の設立をステップにした一元化だったからである。

それ以降というもの、厚生省は大牟田の「水道一元化」にホットな関心を寄せていた。そこへ、すでに触れた「市町村優先主義」を明記した水道法改正があり、たとえ暫定的期間のことではあれ水道会社に水道経営を委ねようとする提案は、もはや承認される余地がなくなった。

地元では同じ問題を抱えている荒尾市も交えた3者（大牟田・荒尾両市と三井石炭鉱業）で仕切り直しをおこない、1980（昭和55）年3月末日に、大牟田・荒尾両市長と三井石炭鉱業社長の間で確認書を取り交わすところまでこぎつけた。一元化の方式については「両市上水道に専用水道を同時期に分割吸収する方法によるものとする」となり、その時期についても、6年前に取り交わされた大牟田市と三井石炭鉱業との確認書に記載された時期よりも5年遅れの「昭和60年を目途とする」という文面になった⁽⁶⁴⁾。

法改正からここに至るまですでに3年近い年月が経過しているが、第7次拡張事業計画が認可された1984（昭和59）年5月までの期間でみると、まだ相当のゆとりがあったかに見える。しかし、既述したところから察しられるように、当面の原水不足に対応しつつ、「水道一元化」の早期実現を図るためには、水道局庁舎の新築も含めて、いまだ十分な体制が整っていなかった。上記の3者間での確認書が取り交わされたころ、三池炭鉱専用水道から給水を受けていた1地区の一部（本村善徳地区の一部28戸）について、市の東谷専用水道に切り替える工事を手がけたが、市水道への最初の切り替え（三池製錬所社宅173戸）がおこなわれたのは翌年（1981年）7月のことであった⁽⁶⁵⁾。

第7次拡張事業申請に際しての厚生省による指導も、おそらくはこのような実情を確認するかたわら、「水道一元化」の早期実現を図るための具体的方策やその段取りにかんするものであったのだろう。

しかし、第7次拡張事業の認可を得た年（1984年）の8月、不運にも、またもや

(64) この確認書については、前掲の注(54)と同じく、情報公開請求によりコピーを取得した文書、1980（昭和55）年4月10日「大牟田市議会建設委員会会議録」の添付書面による。

(65) 前掲の企業局「大牟田市水道のあゆみ」22頁。

配水能力を超える危機的状況が5回もくり返され、高台や配水管末端地域の出水不良に見舞われた。7年前の最大給水記録45,576m³/日も軽く突破した、創設以来の最高記録46,894m³/日を経験したのはこのときである⁽⁶⁶⁾。もはや猶予は許されない。

第7次拡張事業の目的とするところは、言葉で表現すると従前の第6次拡張事業とほとんど変わらない。ただし拡張区域については、市街地化が進行している地域と井戸水の汚染が著しい地域に加えて、三池炭鉱専用水道から給水を受けていた地域のうち、給水可能な地域を初めて事業計画に取り込むことになった⁽⁶⁷⁾。すぐ上で触れたように、ごく一部のことはあるが、三池炭鉱専用水道から「市水」への切り替えは、すでに第7次拡張事業期よりも前に着手されていた。また、第7次拡張事業の計画給水人口が149,500人と最も大きくなっているのは、これも各次拡張事業の説明に入る前に指摘したとおり、その裏に「水道一元化」の課題があったからに他ならない。そして、第7次拡張事業認可の直前に、福岡・熊本両県の参加を得て「一元化促進協議会」を発足させたのも、一元化の早期実現を掛け声だけにとどめることなく、その課題に本気で取り組むためであった⁽⁶⁸⁾。

しかし、それでもなお、大牟田市政における積年の課題としての「水道一元化」への本格的対応というまでに至っていない。それ以前に取り組まなければならない大仕事があった。筑後川からの原水取得がそれであり、具体的には、久留米広域上水道企業団からの受水を首尾よく実現するための施設整備が目前の課題であった。市水道はその創設事業で水源を熊本県玉名郡清里村に求め、第4次拡張事業で菊池川からの分水を受けたときも市内沖田町に日の出前ポンプ場を新設することで対処してきた。つまり、すべて南から北に向かって配水する施設配置になっており、そのため北部地域や高台地区の出水不良に対処するにも、各地に加圧ポンプ場を配置して二段、三段の水圧強化を図らなければならなかった⁽⁶⁹⁾。そこで、筑後川の原水取得にあたって、それを大きく組み替え、市北部の甘木山に新しい配水池を築造することから始めなければならない。その甘木配水池築造工事の着工が1985（昭和60）年夏のことである。

筑後川の水は久留米広域上水道企業団の東櫛原取水場（久留米市）で取水され、

(66) 同上、23頁。

(67) 前掲の『いのちの水七〇年』68頁。

(68) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」14頁。

(69) 前掲の『いのちの水七〇年』71頁。

約6.4km離れた荒木浄水場（久留米市）に送られ、そこから高田中継ポンプ場（みやま市）を経て甘木配水池に届く。その距離は30数kmにもなるという。配水池の有効容量7,000m³、有効水深10.0mは延命配水池と同じである。甘木山一帯は矢部川県立自然公園の区域に指定されているため、周辺の景観との調和を図る観点から、配水池の側壁に大きな6枚のモザイクタイルの壁画が描かれている。この甘木配水池の完成は1986（昭和61）年4月であり、6月の試験受水を経て、翌7月初めより16,500m³/日の受水が開始された⁽⁷⁰⁾。

また、試験受水の期間中、延命配水池からの配水区につき、その一部を分離して甘木配水池の配水区に設定する配水システムの再編に併せて、甘木配水区について、標高35mを超える「高地区」と標高35mに達しない「低地区」に区分し、それぞれで異なる水圧水準を一定に保つ圧力制御システムを採用した。これまで高地区では水使用量のピーク時において、配水管の末端の水圧が下がって出水不良を引き起こす一方、低地区では高水圧による管破裂をもたらすことがあった。その双方のトラブルをともに防止しようというわけである。これにより、米の山、久福木、白川、今山、高取、黒崎団地（公社分）の加圧ポンプ設備を休止することになった⁽⁷¹⁾。

さらに受水開始の1年後、新設の甘木配水区を加えた3配水区相互間での水の有効利用と安定給水を図る目的で、延命・四ッ山両配水区間に逆送設備を設備したり、延命・甘木両配水区間に配水流量制御装置を設置したほか、清里水源地の地下水保全を図る対策として、四ッ山配水区の一部を延命配水区に編入する措置を講じたりした。久留米広域上水道企業団からの受水を機に、このような配水区相互間での均衡保持や水量制御にも強く配慮することになった一因は、同企業団がその構成団体に、受水した全水量分の対価を支払うという、いわゆる「責任水量制」を採っていたためであり、そのために甘木配水区に配水したあとの残水量についても最大限有効活用することが求められることになったからである⁽⁷²⁾。

こうして、いよいよ、次期の第8次拡張事業計画を見通しつつ、「水道一元化」に正面から取り組むために必須のステップが踏まれた。大牟田市の上水道行政の根幹をなしている略称「設置条例」および「給水条例」の一部改正がそれである。沿革をごく簡単にたどると、戦後、大牟田市において上水道行政の根拠条例として

(70) 同上、69頁。

(71) 同上、71頁。

(72) 同上、72頁。

「大牟田市水道条例」が制定されたのは1952（昭和27）年のことであるが、同年の地方公営企業法制定に伴い、大牟田においても水道局が公営企業として新たに発足することとなり、水道企業については「大牟田市水道企業の組織に関する条例」が新たに制定された。その後、下水道整備の必要性が高まる中で1958（昭和33）年に制定された新下水道法のもと、公共下水道の整備事業が推進されるようになったのをうけて、1960（昭和35）年に、従前の「大牟田市水道条例」に代えて、新たに「大牟田市水道事業給水条例」が制定され、その6年後の1966（昭和41）年に、現在の「大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」に改められた。

1960年代に制定された上記の2つの条例が、それぞれ略称で「給水条例」「設置条例」と呼ばれるものに他ならない。その改正なしに「水道一元化」を主要目的とする次の第8次拡張事業計画の申請をすることができない。それというのも、三池炭鉱専用水道区域を給水区域に包含するための根拠規定が「設置条例」第4条第2項に定められる「計画給水区域」の別表として列挙されるからであり、また、給水面での経過措置として「水道一元化対象者に係る特例」を「給水条例」の付則に明定する必要があるからである。

前者の「設置条例」改正は1988（昭和63）年3月議会で、後者の「給水条例」改正は同年の9月議会でそれぞれ可決した⁽⁷³⁾。双方に挟まれた7月には、事務事業の見直しにより「水道一元化」完全実施までを見通した庁内体制の整備がおこなわれた。また、その年の師走の初日に、大牟田市・荒尾市・三井石炭鉱業の3者間で「水道一元化に関する実施協定書」および「施設使用及び業務委託契約書」が取り交されるに至った⁽⁷⁴⁾。

なお、改正された上記「設置条例」「給水条例」の施行日は、1989（平成元）年5月の水道事業管理規程第4号により同年5月22日となった。

【第8次・第9次拡張事業期】

当事者により「水道の創設期に匹敵する大事業」とも称される第7次拡張事業の

(73) 前者が「昭和63年4月1日条例第1号」であり、後者が「昭和63年10月11日条例第11号」である。

(74) この実施協定書および契約書についても、前掲の注(54)(64)と同じく、情報公開請求によりコピーを取得した文書、1975（昭和50）年8月25日「大牟田市建設委員会会議録」の添付書面による。実施協定書は大牟田市長（塩塚公一）・荒尾市長・三井石炭鉱業社長の3者で結ばれ、契約書は大牟田市水道事業管理者・荒尾市長・三井石炭鉱業三池鉱業所長の3者間で結ばれている。いずれも昭和63年12月1日付けである。

完成をもって、大牟田市の水道事業は、「拡張から施設の維持管理時代を迎える」とされる⁽⁷⁵⁾。筑後川からの原水確保の見通しもつき、元号も昭和から平成に変わって、ひとつの区切りがついたと言うこともできなくはない。しかしながら、その終期が定かならぬ第8次拡張事業に着手してから17年を経て始まった第9期拡張事業が終わったのは、2015（平成27）年3月のことであって、第8期の着手から数えてちょうど四半世紀である。それを一括して、はたして「維持管理時代」と呼びうるのかどうか、いささか安直にすぎる時代区分のように見える。

第7次拡張事業に引き続いて始まった第8次拡張事業は、当初、臨海工業地帯、市のほぼ中央に位置する工業地域ならびに市南部地域に重点を置いて、3年間で計画給水面積の拡張を図り、その一方で、拡張区域への配水管布設工事により、出水不良地域の解消と団地造成等の開発行為に対応しつつ、効率的な配水管網の整備に努める予定であった。もちろん、「水道の一元化」が主要目的であり、先の第7次拡張事業計画の申請にあたって、一元化の遅れについて厚生省から指導が入ったことを考え合わせれば、むしろ、その本格的な推進こそが優先的課題であった⁽⁷⁶⁾。

ところが、その一元化の推進にかんしては、歩みがすこぶる遅々たるものになってしまっていた。一元化の早期実現を図るため、福岡・熊本両県の参加を得て「一元化促進協議会」が発足したのが、第7次拡張事業認可の直前であったことは先に指摘した。ふり返れば、厚生省が難色を示した水道会社設立をステップとする当初計画が、三池炭鉱専用水道をそのまま吸収統合する方式に改められて以降、ここまで7年が経過している。そこから、「水道一元化」を主要課題とする第8次拡張事業計画に取り組むための「設置条例」および「給水条例」の改正まで、さらに4年が経過した。それだけに、第8次拡張事業期間中には、それまでに倍するテンポでの「市水」への切り替えが期待されるどころであり、そのための準備は大牟田市水道事業管理者、荒尾市長、三井石炭鉱業株式会社三池鉱業所長3者によって契約調印された「水道一元化実施協定書」（1988年12月1日発効）に基づいて、互いに「水道一元化の早期完了に努める」ことになっていたのだが、翌年から1997（平成9）年3月の三池炭鉱閉山に至るまでは、「市水」への一般有料給水家屋の切り替えがわずかに111戸にとどまった。それ以前の切り替え戸数と合わせても合計527戸で

(75) 前掲の『いのちの水七〇年』78頁、企業局「大牟田市水道の沿革」13頁。

(76) 第8次拡張事業について、前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」13-15頁およびもっぱら水道一元化についてであるが『いのちの水七〇年』78-81頁を参照。

あり、1989（平成元）年度における三池炭鉱専用水道の給水戸数総数8,828戸の約6％にすぎない⁽⁷⁷⁾。まさしく前途遼遠である。

三池炭鉱閉山が地元の大牟田市に対してもたらす影響の大きさは想像に難くない。だが、こと水道の第8次拡張事業にかんしては、翌年度より閉山炭鉱水道施設整備費の国庫補助事業として採択され、それによりテンポを上げて事業を実施することができた。その一方で、浄水場および配水池の新設等を新たに計画に加え、第8次拡張事業の内容について大幅な見直しを迫られた。さらに、一元化を達成するうえで、新たに原水を確保する必要性が生じてきた。そうした中で、閉山炭鉱水道施設整備費の国庫補助を受けるようになってから4年目には、まずもって勝立配水池^{かつだち}築造工事に着手した。これは第8次拡張区域である大字今山などの高地区への配水のためのものであり、先の甘木配水池と比べるとやや小ぶりで、有効容量5,400m³、有効水深8.0mの配水池である。着工は2001（平成13）年12月、竣工は2003（平成15）年2月で、同年4月には供用開始となった。企業局の発足はその中間のことである。

この勝立配水池の竣工とほぼ時を同じくして思いがけないことが起きた。三井石炭鉱業の親会社に当たる三井鉱山から大牟田・荒尾両市に対して、同社の専用水道資産を有償で一括譲渡したいとの申し入れである。新年度になって対象資産の調査をおこない、三井鉱山との協議に入ったが、三井側の譲渡希望金額と両市による資産評価額に大きな隔たりがあったため交渉が難航し、暗礁に乗り上げてしまった⁽⁷⁸⁾。

この件にかんしてはその2年後（2005年）の10月、三井側から譲渡申し入れを取りやめる旨の一方向的な通告があった。100％出資で水道事業専門の子会社を設置し、当分の間、その子会社で水道事業を運営していくというのである。そしてそのときの予告どおり、1年半後の2007（平成19）年4月、三井鉱山九州事務所所長より、三池炭鉱専用水道を㈱フレッシュ・ウォーター三池に移管する旨の同年2月1日付け通知が届いた。

100％出資による水道事業専門子会社の設立といえば、一元化問題の経緯を知る者であれば誰しものが、かつて厚生省が難色を示した三井鉱山の提案、すなわち水道

(77) 給水戸数、給水人口、給水量の事業用・宅用・補償用・一般用の内訳は、第3節(2)に表示してある。

(78) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」15頁。2003（平成15）年2月の市議会本会議一般質問に対する企業局長答弁によれば、三井側による「水利権を含むすべての専用水道資産」の譲渡希望額は70億円であったという。「平成15年2月定例会（第420号）2月24日会議録」36頁。

専門会社をステップとする一元化方式のことを想起するであろう。その是非について今さらあらためて協議することなど考えられない。これに対して大牟田・荒尾両市は、どうやら、三井側から譲渡申し入れを取りやめるとの一方的通告があったその時点で、一括譲渡の申し入れ以前の計画に立ち返り、熊本県工業用水道の水利権転用によって水利権を確保し、併せて浄水場を両市で建設するという方向で再検討をおこなったようである。おそらくは、三井側から提示された一括譲渡案をめぐる交渉について見通しを立てることができないまま、その取りやめが通告されたのをうけて、今後の採るべき方策等について腹を割って意見交換をしたのであろう。両市の検討結果は、取りやめ通告から2ヵ月後の同年（2005年）暮れに具体的な形をとった。それが、熊本県公営企業管理者・荒尾市長・大牟田市公営企業管理者職務代理者の3者間で締結された、「有明工業用水道の水源及び施設の一部を上水道に活用することに関する協定書」である⁽⁷⁹⁾。

翌年度の予算編成においてももうひとつ重要な布石が打たれた。その判断がいつの時点で形成されたかは定かでないが、2006（平成18）年3月、第8次拡張事業の終結を見ないまま、厚生労働省に対して第9次拡張事業計画の申請がおこなわれ、6月1日付けで認可があった⁽⁸⁰⁾。図表2の「主な事業内容」にあるとおり、「新たな水源の確保、四箇簡水の統合、新浄水場の建設」が主たる目的である。計画給水人口も1日最大給水量も、17年前の第8次拡張事業計画や22年前の第7次拡張事業計画と比べると、人口減に伴ってかなり低く、それぞれ118,600人、46,100m³となった。しかし、事業費は桁違いの額で172億円近くになっている。荒尾市と共同で取り組む新浄水場の建設があったからである。この第9次拡張事業期の概況と当面していた諸課題については、図表の準拠資料である「大牟田市地域水道ビジョン 生命の水・プラン21」（2008年6月）⁽⁸¹⁾を参照願うとして、ここでは、これまでの記述との関連で必要と思われる補足説明にとどめる。

上記の「主な事業内容」にある「四箇簡水」とは、大牟田テクノパークが所在する現在の四箇新町近辺に設置された四箇地区簡易水道のこと。三池炭鉱が閉山した1997年6月に給水が開始され、9年後の2006（平成18）年6月には上水道事業に統

(79) 前注の企業局「大牟田市水道の沿革」15頁および「大牟田市水道のあゆみ」25頁。

(80) 第9次拡張事業について、企業局「大牟田市水道の沿革」15-17頁参照。

(81) 大牟田市ホームページ（企業局・おおむたしの上下水道）からダウンロードできる。全41頁。現在新しい「地域水道ビジョン」の策定中のようにある。

合された。関連して第9次拡張事業で、岬地区の一部への給水区域拡張がなされているが、その面積は1km²にも及ばない。

同じく上記の「主な事業内容」の最初に挙げられた「新たな水源の確保」は、既述した熊本県、荒尾市、大牟田市の3者間で2005（平成17）年暮れに取り交わされた「有明工業用水道の水源及び施設の一部を上水道に活用することに関する協定書」に基づくものであって、翌年6月、水源の変更による変更認可を厚生労働省に申請し許可を得たのを皮切りに、2007（平成19）年2月から翌2008（平成20）年7月にかけて、有明工業用水の水利転用と菊池川の水利使用、そして菊池川上流域の迫間川に立地を移した竜門ダムの使用権にかかわる錯綜した諸手続を首尾よく終えることができた⁽⁸²⁾。

少し補足すると、有明工業用水の水利転用についても、また菊池川の水利使用についても、中央の所管省は国土交通省であるが、手続きは本省だけで完結しない。前者の有明工業用水の水利転用については竜門ダム使用権と菊池川水利使用の許可が必要であり、竜門ダム使用権の分割・移転と設定目的の変更許可は本省（河川局治水課）で出せても、そのことに係る菊池川水利権の使用等については同省の地方支分部局である九州地方整備局が許可権を有している。それに、大牟田市が菊池川水利使用について10,000m³/日の新規受水を実現するには、熊本県との間で相当額の費用負担を伴う「有明工業用水道資産の譲渡及び持分設定に関する契約」の締結をすませしておかなければならない。したがって、大牟田市の新規水利権取得は、九州地方整備局の許可があつてからのことであつて、時折、誤解を招く記載を見るが、新しい水源である竜門ダム使用権許可を得たときでも、熊本県との上記契約締結のときでもない。まして、それらに先立つ第9次拡張事業計画申請時における厚生労働省からの水源変更認可を得たときでもないのである。

ともかく、**図表2**にある「新たな水源の確保」は、こうした面倒な手続きプロセスを経て現実のものとなった。熊本県の有明工業用水道が有する水利権の一部を転用することで大牟田・荒尾両市が取得した新規水利権は、大牟田市10,000m³/日、荒尾市8,000m³/日である。そして、それが順調に運んだのは、やはり、あの三井側からの一方的通告があつた2005（平成17）年暮れの3者間における協定締結の波及効果であつたと言ってよい。とりわけ、3者協定に熊本県公営企業管理者が加わっ

(82) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」16頁。

ていたことがその後のスムーズな進展をもたらしたと言えそうである。

なお、これは「新たな水源」とは言えないものの、第9次拡張事業認可があった2週間ほど前、福岡県南広域水道企業団（旧久留米広域上水道企業団）に対しておこなった第9次拡張事業に伴う水道用水の受水申込みについて、2006（平成18）年5月19日付けで従前の16,500m³/日から5,000m³/日多い21,500m³/日の確約をもらうことができた点もつけ加えておかなければならない⁽⁸³⁾。市の企業局としては、これで計画どおり、清里水源からの取水量をかなりの程度抑え、かつ諏訪川からの取水について、新しい浄水場の建設後は取水しないとすることができると喜んだのではないだろうか。

ところで、全国的に最も話題を呼んだのは、「主な事業内容」の3番目に挙げられた「新浄水場の建設」である。民間事業者への包括的業務委託に加えて、県境を越えた共同浄水場の設置だったからである⁽⁸⁴⁾。菊池川水利使用許可が得られたことに伴い、2008（平成20）年7月、荒尾市との間で基本協定「共同浄水場施設等の整備、運営及び事前準備業務並びに共同で新設する導水施設について」が締結され、その翌月には早くも共同浄水場用地を取得することができた。市内臼井新町の旧三井鉱山社宅跡地である。

事業方式については、いわゆる「官民パートナーシップ」の訳語で知られるPublic-Private Partnership（PPP）を導入する観点から検討を進め、20世紀末（1999年）に議員立法で成立した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（通称PFI法）に準拠する方式と、施設建設当初からの資金調達に地方自治体による起債を想定し、その後の施設の設計・建設・維持管理を一括して第三者の民間事業者へ委託するDBO（Design-Build-Operate）方式との比較調査により、後者が選択された。費用対効果および投入コストの抑制が両市における政策的判断の主眼となったようである。また、民間事業者の選定にあたっては、

(83) 前掲の企業局「大牟田市水道のあゆみ」25頁。

(84) 現在でも総務省自治財政局公営企業課の通知「経営戦略の策定推進について」の別添資料（水道事業・先進的取組事例集）で「広域化（施設の共同化）」の代表事例として掲載されている。数多い調査報告の中で日本水道協会水道技術総合研究所による「県境を越えた新たな広域化・DBO事業先行事例ヒアリング調査」（2009年）が最も充実している。その調査結果概要はインターネットで検索できる。なお、事業者の入札から契約締結に至る過程も含めて、「大牟田・荒尾共同浄水場通信」および「ありあけ浄水場（大牟田・荒尾共同浄水場）通信」（2010年～2012年）が企業局のサイトに掲載されている。

P F I 方式にならって審査委員会を設置し、総合評価一般競争入札により選定することとし、2009（平成21）年3月に事業者が決定した。落札金額は76億1,000万円（税抜き）で、公表の予定価格を12億円余下回った。

民間事業者と大牟田・荒尾両市の間で「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」について3者契約が締結されたのは、その3ヵ月後のことである。共同浄水場の施設能力は26,100m³/日（大牟田市18,600m³/日＋荒尾市7,440m³/日）、設計・建設期間3年間、維持管理期間12年間であり、通水開始予定は2012（平成24）年4月であった。

実施設計、造成工事を終えて主要構造物の工事に入った2010（平成22）年12月には、大牟田・荒尾両市民の公募により施設名が「ありあけ浄水場」と決められ、翌年10月からの試運転を経て、同浄水場は予定どおり2012年3月に完成。それに伴い、諏訪川からの取水を停止、宮原浄水場への従前からの浄水委託も終了となり、ありあけ浄水場を通じての給水が開始された。

これにて一段落であるが、すべてが終わったわけではない。「水道一元化」の完全実施が残っている。市の「給水条例」補則で定められた定義によれば、「水道一元化対象者」は「平成26年4月1日に三池炭鉱専用水道から給水を受けていた者であって、同日までに管理者に対し同年4月1日以後の給水に係る給水契約の申込みをしたもの」であり、市水道への「切替期間」は、「平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間であって、水道一元化対象者の給水装置の新設に係る工事が完了し、当該新設した給水装置の使用を開始するまでの間」のことである。はたして、三池炭鉱専用水道からいわゆる「補償給水」を受けてきた人びとも含めたすべての「水道一元化対象者」が、新たに給水契約の申込みを終えることができたのかどうか、また「切替期間」の終了時までには切り替えることができるのかどうか。すべてが終わるのはまだまだ先のことである。

Ⅱ－3 懸案の「〈市水〉と〈社水〉の一元化」

（1）「水道一元化」とは何であったのか

前述したように、大牟田市の水道行政における「水道一元化」問題への本格的対応は、昭和から平成の時代へと切り替わる時期のことである。水道事業の「一元化」と

例えば、古くは東京多摩地域における各市の水道事業を東京都に一元化するような問題もあれば、同じ広域自治体による一元化であっても、人口減少や設備の老朽化に対応するために府県単位や府県内地域区分によって水道事業を統合化するような今日的問題もある。また中には、個別自治体における上水道事業と下水道事業を公営企業として一本化することを指す場合もある。だが、大牟田におけるそれは、それらのいずれでもない。

この問題が市民の目に、市民生活の将来を左右しかねない問題として表面化して以降、大牟田市の「広報おおむた」では毎年のように特集号が生まれ、「水道一元化」についての理解を深める努力が払われるようになった。ここでは、一元化問題への取り組みが新たなステージに入った2009（平成21）年度初めの時点での「企業局だより」から、大牟田における「水道一元化」とは何であり、そのことが市民に向けてどのように知らされていたのかをあらためて確認しておくことにしよう。引用はその「企業局だより」掲載記事の全体ではなく、最初の「2つの水道の一元化」の部分である⁽⁸⁵⁾。

大牟田市内には事業者が異なる2つの水道があります。一つは大牟田市上水道（市水）で、もう一つは三池炭鉱専用水道（社水）です。

「三池炭鉱専用水道」は、鉱山をはじめとした関連企業や炭鉱社宅へ給水を行うために整備された水道で、社水と呼ばれています。

大牟田市では社水が市水より早く整備されたこともあり、社水の水道管が整備された地域では一般家庭も給水が行われてきました。

本来ならば昭和32年に制定された「水道法」によって、一般家庭については大牟田市が責任を持って行うべきものです。しかし、諸事情による拡張事業の遅れから、市内に大規模な2つの水道がある全国的にもめずらしい形態が続いています。

このため大牟田市では「水道法」の趣旨に沿って昭和32年当時から三井鉱山と協議を行い、水道一元化について少しずつ進めてきました。

平成9年に炭鉱が閉山した以降は、閉山対策として国・県の支援を受けながら急ピッチで水道本管の整備を進め、順次切り替えを行ってきました。

この文章の第4段落後段にもあるように、「市水」と「社水」という、事業者が異

(85) 「企業局だより」No.38、2009年5月1日号。

なる2つの水道が並存してきたのは、「諸事情による拡張事業の遅れ」があったからではあるが、その遅れを解消しようとする自治体としての努力が足りなかったこともまた確かであろう。前節で各拡張事業期の水道行政の模様を大まかにたどったのも、そこに「諸事情による拡張事業の遅れ」がどんな形で生じてきたのか、そのことを突きとめるためでもあった。

前節で各拡張事業期の水道行政をたどるのに先立ち、私は次のように指摘した。「市議会において『水道一元化』をめぐる議論が集中的にあったのは水道法制定の時期（1957年）のことであった。それなのになぜ、それ以降における拡張事業期の『主要な問題』として登場するのに30年余りの歳月を費やさなければならなかったのか。二つの時点を捉えてみるかぎりでは、そのように疑問を寄せざるをえない」と。

一元化問題に引きつけて、水道法の制定が大牟田市にとって持つ決定的意義を捉えるならば、上掲文章の第4段落前段にあるとおり、「本来ならば昭和32年に制定された『水道法』によって、一般家庭については大牟田市が責任を持って行うべきもの」であることが、あらためて鮮明になった点にある。「あらためて」とわざわざ断るのは他でもない。天皇の裁可を経て1890（明治23）年2月に公布された水道条例においても「水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ布設スルコトヲ得ス」（第2条）とされていたのだが、1913（大正2）年改正では「但当該市町村ニ於テ其資力ニ堪エサルトキハ市町村以外ノ企業者ニ水道ノ布設ヲ許可スルコトアルヘシ」との但し書きが付けくわえられてしまう有り様であった。それが、水道条例に代えて遅ればせながら、終戦後12年目に制定された水道法では、「水道事業を經營しようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない」（第6条第1項）としたうえで、「市町村以外の者は、給水しようする区域をその区域に含む市町村の同意を得なければ、前項の許可を受けることができない」（同条第2項）とする規定が置かれることになった。この規定は創設認可の規定ではあるが、その精神にのっとれば、三池炭鉱専用水道がそうであるように、たとえ全国的に知られる有力企業が經營する専用水道であっても、地元市町村の同意なしには存続することができない仕組みである。

そのうえ、議員立法による水道法の1977（昭和52）年改正により、上記の主旨はいっそう鮮明になって今日に至っている。すなわち、上に引用した水道法第6条第2項は「水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができる」と改められた。いわゆる「市町村優先主義」が、旧規定にも増し

て明確になったのである。

なお、水道事業の認可権を定めた第6条第1項についても急ぎ補足しておこう。中央省庁再編に伴い、厚生大臣が厚生労働大臣になったのはむろんであるが、条文はそれ以外変わっていない。しかしながら、第1次地方分権改革（地方分権推進委員会第1次勧告、1996年12月）により、給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量が25,000m³以下の水道用水供給事業については認可権が都道府県知事に移譲されている。

さて、ここで大牟田市水道70年記念誌『いのちの水七〇年』において、第8次拡張事業にかんする部分がどのように記述されているか、その冒頭部分の一部を参考のために引いておきたい。その内容は先の「企業局だより」の文書とかなり重複するが、そこには、なぜ「水道一元化」が市政において重要課題であるかということとともに、その対象区域が市の水道行政においてどのように扱われてきたかについての重要なポイントの所在が示唆されている⁽⁸⁶⁾。

本市には、市水道事業（市水）と明治42年（1909）に創設された三井石炭鉱業株の専用水道（社水）の二つの水道が存在する。社水は市域内に散在する社宅、工場、鉱害補償地域に給水するために、市域の約15にわたる地域に施設が存在している。

本市が石炭鉱工業都市として、発展してきた過程において、第7次拡張事業（平成元年3月完成）まで、社水区域を市水の給水区域に包含していなかった。

このことは社水が専用水道であるため、社水の区域に住む一般市民の生活用水確保の問題をはじめ、全市民を対象とする水道行政、環境衛生、消防などの行政上、いろいろと問題を生じており、その解決は本市政の長年の重要な課題であった。

同様な記述は企業局が毎年度刊行している『きぎょう統計』の「水道事業沿革」にも見られるし、先の「企業だより」も上記記念誌とともにそれを参考にしているであろう。それはともかく、この記念誌は1991（平成3）年11月の通水70周年記念式典に向けて水道局で編集・刊行された著作であり、同局に設けられたプロジェクトチームである同誌編集委員会の表現によれば、「大牟田市水道史の一つの大きな節目を記念するため」のものであった⁽⁸⁷⁾。その「大きな節目」をなすひとつの契機が「水道一

(86) 前掲の『いのちの水七〇年』78-79頁。なお、漢数字はほとんどについて算用数字に変更。

(87) 同上、149頁（あとがき）。

元化」問題への取り組みに他ならない。同誌の「はじめに」でも、「市水」と「社水」の並存に触れ、「この二つの水道を市水に一本化することを一元化という。一元化を図ることにより、これからは同じ条件のもと安全で豊かな水を使うことができるように、そして、そのことにより地域社会の連帯が生まれ、文化が育まれ、郷土の発展につながっていくと思う」と記されている⁽⁸⁸⁾。

そのような記念誌の中で第8次拡張事業にかんする記述は、そのほとんどが一元化の問題に費やされているのだが、上に引いた記述において、「重要なポイントの所在」を示唆しているのはどこか。私見では、「第7次拡張事業（平成元年3月完成）まで、社水区域を市水の給水区域に包含していなかった」との一節がそれに当たる。

これはいったい、どういうことなのか。大牟田市の水道行政が「社水先にありき」のもとでスタートしたという厳然たる事実是否定しようもない。だとすると、1自治体において水道事業の計画的経営をおこなうためにその給水区域を設定するにあたり、先行した「社水」の給水区域をあくまで避けて設定しなければならないものだろうか。なるほど、水道事業経営の認可基準として、「給水区域が他の水道事業の区域と重複しないこと」が求められている（水道法第8条第1項第4号）。しかし、このことは、自治体の水道行政において、当該自治体の地域に存する民間事業者の専用水道の給水区域を除外してしまうことまでを求めるものではない。ちなみに、水道法の所管省である厚生労働省（健康局水道課）作成による『水道事業等の認可の手引き』には、認可基準のひとつである「給水区域の重複の排除」について、その趣旨を簡潔に述べたあと、「なお、専用水道が当該水道事業の給水区域内に存在する場合において、当該専用水道を給水区域から除外する必要はない」とわざわざ付けくわえている⁽⁸⁹⁾。

すでに見たように、大牟田市における水道事業の区域設定は、「設置条例」第4条第2項に定められる「計画給水区域」の別表として列挙される。南部・中部・北部に大きく3分され、市街地であれば〇〇町、〇丁目単位が多いが、そうでなければ大字単位になり、その全部であるか一部であるかによって別々にグルーピングされて表記される。なお、大字の区域が広いところ（南部地区の勝立^{かつだち}、櫟野^{いちの}、中部地区の歴木^{くぬぎ}、今山^{くぶき}、三池、久福木、宮部、北部地区の唐船^{とうせん}、岬、甘木、倉永、岩本、上内、宮崎、四箇^{しか}）については、その全部にわたるか、それとも一部に限られるかによって、それ

(88) 同上、10－11頁。

(89) 厚生労働省健康局水道課『水道事業等の認可の手引き（平成23年10月版）』2頁。

それに該当する字地名が各大字地名の（ ）内に表記されている。たとえば、四箇配水池の所在地であれば、北部地区に列挙されている2カ所の「大字四箇」のうち、その（ ）内に「峠」の字名が含まれているグループに属することになる。

ともかく第7次拡張事業までは、その計画給水区域から社水区域が除外されていたのだから、それを踏襲するとなると、社水区域と重複する区域名を挙げるにしても、その一部のみというケースが非常に多くならざるをえない。そのようなことになると、第8次拡張事業において、それ以前の社水区域を市水区域に切り替え、吸収することができなくなってしまう。そもそものこととして、専用水道の給水を受けていたのは、市の広報や通水70周年記念誌で例示されているような、三井系企業の社宅や工場、そして鉱害補償地域のみではなく、笹原町の笹原小学校、そこから分離した天道町の天童小学校および大牟田特別支援学校（旧養護学校）、荒尾市に隣接する米生町の米生中学校、それに九州各地からの進学者が多い国立高専（有明工業高等専門学校）までが含まれていた。それらも従前どおりの扱いになってしまい、「水道一元化」も看板倒れに終わってしまうのではないか。そのことを認識したからこそその「設置条例」改正であり、かつ「給水条例」改正においてその付則を定め、前項の末尾に指摘したように、「水道一元化対象者」および市水道への「切替期間」の定義づけの形式によって、水道事業としての一元化の終期を確定したのであった。

（2）一元化の「完全実施」をめぐる

三池炭鉱の閉山は、当然のことながら、「水道一元化」の動きに大きな影響を及ぼした。一般市民の常識的な感覚からすれば、専用水道の設置主体がいなくなれば、専用水道が存続するはずはないではないか、というものであったろうし、「社水」の給水と無縁だった市民からすると、専用水道施設は当然に大牟田市に移管され、市の水道と同じ料金負担でみんな同じサービスを受けることになるのだ、と理解していただろう。そうだとすれば、いやおうなしに水道は一元化されるのだから、何も苦労はないではないかと思うに相違ない。しかし、「さにあらず」であり、炭鉱は閉山してもなお一元化の課題は残る。先に引用した「企業だより」が記しているように、閉山後は国・県の閉山対策による支援を受けて、水道本管整備や「市水」への切り替えを急ピッチで進めるようになった。もはやのんびり構えることはできない。そのことに間違いはない。

図表3は第8次拡張事業が着手されたところの大牟田市における三池専用水道の業務状況である。表では、給水戸数・給水人口・給水量のそれぞれにつき、事業用・社宅用・補償用・一般用の4項目に分かれているが、閉山後に急ピッチで進められた切替工事では、三池炭鉱の採掘により井戸が枯れた世帯に対して補償するための「補償給水」と、三池炭鉱専用水道区域において一般の家屋が建設され、専用水道より有料で給水を受けていた「一般有料給水」とを区分することに重点を置いて、表の事業用・社宅用の給水家屋については「社水分水家屋」として一括し、前記のような学校施設等の規模が大きい施設についてはその旨を表記するようにしたようである。

すでに指摘したとおり、「水道一元化実施協定書」に基づき「水道一元化の早期完了に努める」はずであったが、元号が平成に変わったその年から炭鉱閉山の年に至るまでの9年間における「市水」への一般有料給水家屋の切り替え実績はわずか111戸にとどまった。ところが、閉山2年後の1999（平成11）年度から2008（平成20）年度までの10年間に、一般有料給水家屋4,371戸が「社水」から「市水」に切り替えられたることになった。確かに急ピッチの進捗ぶりである。閉山後は、閉山炭鉱水道施設整備費の国庫補助事業に採択され、上記の10年間に合計42億2,031万8,000円の事業費国庫補助を受けた。ちなみに、初年度の1998（平成10）年度から2012（平成24）年度までの上記施設整備費の事業費国庫補助総額は92億1,404万円に上る。

「水道一元化」については、これまでも各拡張事業期ごとに関係することがらを記してきた。しかし、他の施設整備等にかんする記述とかなり錯綜しているので、全体の経過をつかみにくいかもしれない。そこで、一元化問題について年表風にまとめて

＜図表3＞ 三池炭鉱専用水道業務状況
(大牟田市分、1989年度)

| | |
|-------|-------------------------|
| 給水戸数 | 8,828戸 |
| 事業用 | 127 |
| 社宅用 | 975 |
| 補償用 | 3,311 |
| 一般用 | 4,415 |
| 給水人口 | 28,012人 |
| 事業用 | — |
| 社宅用 | 3,139 |
| 補償用 | 10,662 |
| 一般用 | 14,216 |
| 給水量 | 15,277m ³ /日 |
| 事業用 | 6,814 |
| 社宅用 | 2,035 |
| 補償用 | 2,589 |
| 一般用 | 3,839 |
| 平均配水量 | 17,024m ³ /日 |
| 最大配水量 | 22,131m ³ /日 |

『いのちの水七〇年』79頁より。

記載されている『いのちの水七〇年』に概ねならいつつ⁽⁹⁰⁾、併せて水道一元化促進協議会が作成した「水道一元化実施計画書」の「経過」部分等を参考にして、1970年代前半からの経緯を整理しておくことにしよう。

《水道一元化の主な経緯》

- 1972（昭和47）年6月 水道一元化について、大牟田・荒尾両市より三井鉱山㈱に申し入れをおこなう。
- 10月 水道会社をステップとする一元化方式について、地元3者間で基本的合意がなり、国・県との協議に入る。
- 1974（昭和49）年10月 議会で社水との一元化について調査対策特別委員会を設置。
- 12月 一元化を前提として、三井所有の宮原浄水場の施設利用により河川水の浄水をおこなうため、三井石炭鉱業との間で一元化の基本確認をおこない、施設使用権の設定契約・浄水業務委託契約を締結し、それを付して第6次拡張事業計画変更を申請する。
- 1975（昭和50）年1月 事業計画変更申請に対する厚生省の認可を受け、同年6月より宮原浄水場での浄水業務を実施する。
- 1980（昭和55）年3月 水道会社設立をステップとする一元化方式について認可の見通しを得るに至らず、同方式を断念し、あらためて地元3者間で一元化の原則的事項についての確認書を取り交わし、厚生省の了承を得る。
- 1984（昭和59）年3月 一元化の早期実現を図るため、福岡・熊本両県の参加を得て水道一元化促進協議会を発足させ、可能な部分から一元化を図る逐次・段階的な実施計画案の協議を進める。
- 11月 水道一元化推進協議会で逐次・段階的な「水道一元化実施計画」を決定する。
- 1986（昭和61）年2月 「水道一元化実施計画」について厚生省より了承を受ける。
- 1988（昭和63）年3月 「大牟田市水道事業の設置に関する条例」の一部改正条例について議会の議決を得る。

(90) 前掲の『いのちの水七〇年』79—80頁。

- 9月 「大牟田市水道事業給水条例」の一部改正条例について議会の議決を得る。
関係住民に対して校区ごとに説明会を催す（一部校区を除く）
- 12月 関係機関と30回を越える協議を重ね、「水道一元化実施協定書」「業務委託契約書」等について契約調印する。
- 1989（平成元）年3月 第8次拡張事業計画の変更申請につき29日に認可を得る。
- 1990（平成2）年2月 第8次拡張事業に着手。
- 1997（平成9）年3月 三池炭鉱閉山
- 2001（平成13）年4月 水道局に一元化推進室を設置。
- 2007（平成19）年4月 三池炭鉱専用水道がフレッシュ・ウォーター三池に移管。
- 2010（平成22）年9月 大牟田・荒尾両市と日本コークス工業（旧三井鉱山）、フレッシュ・ウォーター三池の4者で一元化協議を再開。
- 2012（平成24）年4月 大牟田・荒尾両市共同浄水場（ありあけ浄水場）の供用開始。
- 2013（平成25）年2月 補償給水家屋に対する大牟田・荒尾両市の合同説明会を開始する。（4月以降、地区別の説明会を開催）
- 2014（平成26）年3月 三池炭鉱専用水道を廃止、補償給水の廃止。
4月 水道一元化の「完全実施」に入る。
（2019年3月末に市水道への「切替期間」終了の予定）

冒頭から見られるとおり、最初の三井鉱山への申し入れから「水道一元化実施計画」について厚生省の了承を得るまで、約14年が経過している。なかでも、水道会社設立をステップとする一元化方式の提案からそれを断念するまでの7年半は、いたずらに時間を空費した感が強い。なぜ、その方式にそれほどまでこだわったのか、その理由が分からない。市議会建設委員会での幹部職員の説明をていねいに読んでも、その疑問に対する回答は出てこない。せめて、宮原浄水場での浄水委託業務につき、厚生省から市水道局の水質試験室設置を求める指導があったあたりで、一元化方式の方針転換を考えてもよかったのではないかと考えさせられる。

閉山後に急ピッチで進められた切替工事にかんしても、それが可能な部分から一元化を図る逐次的・段階的方式に沿った選択であったにせよ、一般有料給水を第1段階、三井関連事業所の用水とその社宅を第2段階、そして三井石炭鉱業関係の用水と補償給水を第3段階に設定し、特に長期的な取組みが予想される補償給水の対象家屋につ

いて、それを当該家屋と事業者との当事者間の交渉に委ね、交渉の解決そのものにかんしていわば「成り行きまかせ」であるようなことでよいのかどうか。現に補償給水を受けている家屋数の多さからしても、大いに気になるところである。

すぐ上で、「水道一元化実施計画」について厚生省の了承を得るまで約14年と書いたが、その1986年から数えて30年、炭鉱閉山から数えると19年が経っている。前節（Ⅱ－2）のはじめに近い部分で載せた**図表2**にかんして、第8次拡張事業の「工期」欄の終期につき？を付したことに注意を促した。現時点（2016年6月）でどのように考えるべきなのだろうか。

2年前（2014年）の3月末、大牟田・荒尾両市内の三池炭鉱専用水道が廃止となった。したがってまた、補償給水も廃止である。これにより、「水道一元化」は同年4月1日をもって「完全実施」の段階へと移行した。残る水道事業は、「給水条例」上は、5年間の切替期間における市水への切替工事を順次実施するだけである。

三池炭鉱専用水道の経営は、2007年4月から三井鉱山(株)の100%出資による子会社(株)フレッシュ・ウォーター三池に移管されていた。その移管から間もなく、フレッシュ・ウォーター三池社の株式譲渡に係る提案競争が同社の親会社である三井鉱山によりおこなわれたようで、Jパワー（電源開発(株)）とフランスの多国籍総合環境サービス会社の水処理事業を担当するヴェオリア・ウォーター・ジャパン(株)の共同事業体が優先交渉権を取得し、フレッシュ・ウォーター三池社は両社の経営傘下に入った（2007年7月）。また、三井鉱山は三池炭鉱の閉山に伴い、それより早く国内石炭採掘事業から撤退をし、2009（平成21）年4月に日本コークス工業(株)へと商号変更をした。したがって、三池炭鉱専用水道の廃止に併せて補償給水の廃止も含む事案を実務上処理するにあたっては、大牟田・荒尾両市のほか、フレッシュ・ウォーター三池と日本コークス工業を加えた4者による協議をおこなわなければならない⁽⁹¹⁾。この4者による協議、いわゆる「一元化協議」が立ち上がったのは、2010（平成22）年9月であり、その2年後、ありあけ浄水場が給水を開始した2012（平成24）年の9月に、いわゆる「完全一元化」に向けた基本方針の決定をみた。市配水管への給水装置の接続工事を一度におこなうことはできないので、切替完了までは、大牟田市用の菊池川の原水をフレッシュ・ウォーター三池が所有する宮原浄水場に送水して浄水委託をおこない、同社の水道施設を通じて市水を対象家屋の利用に供することになる⁽⁹²⁾。

(91) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」17頁参照。

(92) 同上。

こうして大牟田・荒尾両市は、翌2013（平成25）年2月より、約4,400世帯にのぼる鉦害補償給水世帯を対象とした合同説明会を開始し、4月以降は地区別の説明会を両市でおこなったようである。そして前記のとおり、翌年3月末の三池炭鉦専用水道・補償給水廃止の当日を迎えたのであった。ちなみに、市のホームページによれば、2014（平成26）年の「大牟田市10大ニュース」選考において「三池炭鉦専用水道廃止、市水道へ一元化」が3位を占めた模様である。

さて、「水道一元化」を主要事業とする第8次拡張事業はすでに完了したと言えるのかどうか。第8次に続く第9次拡張事業は昨年（2015年）3月に終了している。本来であれば、第8次の工期終了を経て第9次の申請に及ぶはずであるが、このときはそうではなく、前節（3）で指摘したように、第8次拡張事業の終結を見ないまま、2006（平成18）年3月に厚生労働省に対して第9次拡張事業計画の申請がおこなわれ、3ヵ月を経ずにその認可を受けていた。

古い話になるが、過去にも拡張事業の期間がオーバーラップした例はある。第3次拡張事業と第4次拡張事業の場合がそれである。しかし、第8次拡張事業「工期」欄の終期についてあえて？を付したのは、**図表2**の原表「大牟田市地域水道ビジョン 生命の水・プラン21」（2008年6月）において、その箇所が空欄だったことが発端であり、それがいわば引き金になって、その終期はどのように考えるべきかという問題について考えをめぐらせることになったわけである。

本稿の執筆において大いに参考にした企業局の『きぎょう統計（平成24年度）』の記述（「大牟田市水道行政の沿革」）によれば、すでに2010（平成22）年の時点で、「国においては、ありあけ浄水場が稼働する平成24年以降は、補償給水家屋の切替えを含む水道完全一元化の受入れ環境が整う時期と認識しており、両市と（株）フレッシュ・ウォーター三池が有する菊池川の重複した水利権の整合性を図る観点からも、水道一元化を推進するよう国の指導を受けた」とある⁽⁹³⁾。しかし、水利権の重複問題は、旧三池炭鉦専用水道がフレッシュ・ウォーター三池社に経営移管された時点で認識されていたはずのことである。もっと遡れば、先にも指摘した44年も前に端を発する、当時の水道会社設立をステップとする一元化方式に悩まされたころのことをも想起させられるであろう。あたかも亡霊が再び姿を現したかの如くである。

その点を描いても、「給水条例」付則で定められた市水への「切替期間」が終わる

(93) 同上。

2019（平成31）年3月末までに、補償給水家屋との間で首尾よく円満解決を迎えられるのかどうか。「円満解決」などという曖昧な表現を避けて、上に引用した国（厚生労働省）の見方に即して言えば、「補償給水家屋の切替えを含む水道完全一元化の受入れ環境が整う時期」の問題になろう。条例上は、すでに述べた「完全実施」段階に入った2014（平成26）年4月1日以降、市水への「切替期間」が終わる2019（平成31）年3月31日までの5年間のどこかで、「水道完全一元化の受入れ環境が整う時期」（「完全実施」の終期）が訪れるものと想定されているのだが、これが「補償給水家屋の切替えを含む」となれば、話は別である。

「一般有料給水」の場合であっても、「完全実施」に入る以前にすべての「水道一元化対象者」が確定され、そのすべての該当者が「以後の給水に係る給水契約の申込み」をおこない、切替工事について合意が得られているならば、という条件のもとでのことであり、何事もそうであるように、例外的には、それらの条件を充足しないケースがありうるかもしれない。しかし、「企業局だより」では、一般有料給水世帯については、ありあけ浄水場の建設に取りかかるころにすでに約4,700戸の切替工事が完了したとの記事が掲載されていた。

だが、くり返しになるが、「鉍害補償給水」の場合になると事情が相当に異なる。「企業局だより」では、先に引用したそれも含めて、今後の課題として補償給水の問題が必ず触れられていた。しかし、実際に補償給水家屋に対する合同説明会や地区別の説明会が持たれたのは2013（平成25）年以降のことであり、説明会のスタート時点では前途多難を思わせる状況であったように聞いている。

それもそのはず、補償給水家屋に対する説明会でありながら、「補償問題」には立ち入らない説明会だからである。念のため、先に引用した「企業だより」の文面に続く部分を確かめておこう。「一般家庭に（家屋）に給水している社水には『一般有料給水』と『鉍害補償給水』という性格の異なる2つの形態があります。／これまで進めてきた一元化は、本来社水には給水義務がない『一般有料給水』を対象としたものでした。／もう一方の『鉍害補償給水』とは鉍害（石炭採掘等により井戸が枯れたなど）に対する補償として専用水道の事業者が給水をしているものです。個々の補償問題は、あくまでも当事者間での解決が基本となりますので、市水への切り替えについては補償問題の解決後に検討します。」⁽⁹⁴⁾これだけである。

(94) 前掲注(85)の「企業局だより」No.38。

もしもこれと同じことを説明会で述べるだけであれば、何回やっても同じことであろう。「補償問題の解決後に検討します」というのだが、そこでいう「補償問題」の中には、「専用水道の事業者」により「鉍害に対する補償」としておこなわれてきた「給水」それ自体は含まれているのか、いないのか。それがいかなる原因によるものであれ、井戸枯れが生じ、市民から水道布設の要望があった場合、市の行政はそれに懸命に対応しようとしてきたはずである。それは市民に対する「給水義務」が自治体にあると考えたからであろう。それなのに、専用水道の廃止により「給水」が断たれた場合においては、自治体の市民に対する「給水義務」は棚上げになるとでもいうのであろうか。

くどくなるが、「企業だより」における説明に従うと、「鉍害補償給水」は「一般有料給水」と異なり、事業者の「鉍害に対する補償」としておこなわれてきたものであって、したがってそれは、事業者と個々の家庭（家屋）の当事者間における「補償問題」に属することであり、その「補償問題は、あくまでも当事者間での解決が基本」であるから、「当事者間での解決」を待って、その解決後に「市水への切り替えについて」検討をおこなう、ということになる。まるで「民事不介入の原則」そのもののようである。

だが、はたして「水道一元化」問題は「民事事件」であるのかどうか。問題の専用水道の廃止が、その事業者の一存だけでおこなわれたというのであればまだしも、他ならぬ自治体の条例改正という、自治体政府における最高の法形式をとって、当該自治体によって決定されたのである。その場合においても、鉍害補償の一方の当事者である市民に対する自治体の「給水義務」は棚上げになるとでもいうのであろうか。どうであろうか。

この問題にこだわるのは、他でもない。今から59年前、1957（昭和32）年に「水道一元化」問題が大牟田市議会でも表面化したころにおいて、まさしくこの鉍害補償問題との関連において議論が交わされていたことに留意するからである。少なくとも、それが「水道一元化」問題の原点ともいえるべき基本的論点のひとつであった。その年の9月定例会における議員質問の中から一例を引いておこう。

当の議員は「当面緊急な大牟田市民の問題となっております鉍害補償水の問題について若干見解を聞かしていただきたい」と切り出し、2点を尋ねた。第1点は「市民の鉍害補償水の問題を取りあげて三井（鉍山）に交渉する意図があるかどうか」であり、第2点は「市の水道局として鉍害補償水の給水区域に市の水道を引き込むという

意図をもっておるか」である。補償水が有料制になり、市民がバラバラに会社と交渉し協定を結んでいること、また隣の荒尾市と市の対応が異なったことが背景にある。

建設局長および水道局長の答弁はいずれも消極的なものにとどまった。第1点から第2点に移るにあたって質問議員は「(市民と三井鉱山との) 契約の問題は、個人の問題であるから等閑に付すということではなくて、市当局としても、これに対するはっきりとした方針を打ち出すべき段階に来ておるのではないか」とも迫り、「社水と市水の一本化」にも触れたのだが、水道局長の再答弁は、「社水と市水との一本化については前々から議会の問題となり……当局としても大いに検討を進めようということで御意見も出ておりますので、私のほうとしても、これについては研究はいたしておりますけれど、ここでこのことについてまだ御答弁を申し上げる段階にはなっていないわけでありませう。」⁽⁹⁵⁾ ということではしかなかった⁽⁹⁵⁾。ともかく、ここからのスタートだったのである。

大牟田市政にとっては、まさに古くて新しい問題のひとつである。だからこそ、迂遠ではあっても原点に立ち返ってみるほかないと観念し、一人の観察者として私なりに大牟田市の水道行政をたどり返してみた。その上でのひとつの暫定的結論は、鉱害補償給水問題への取り組みこそが「最後の関門」となる、というものである。別言するならば、その「最後の関門」を越えていないのだから、「補償給水家屋の切替えを含む水道完全一元化の受入れ環境」はいまだ整っていない、ということになる。

したがって、それがどうなるかを見きわめることなしに「一件落着」というわけにはいかないし、また、**図表2**の第8期拡張事業の終期にかんしても、それ自体は些細なことながら、いぜんとして？をはずせないというしだいである。

(いまむら つなお 中央大学名誉教授)

キーワード：自治体の主体形成／与論島移住者・同郷者の市民化／市民アイデンティティ／都市の要件／上水道施設整備／水道一元化（市水と社水の統合）／補償給水問題

(95) 「大牟田市議会定例会会議録」1957（昭和32）年9月12日